

第3回妹背牛町議会定例会 第1号

平成29年9月7日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議員の辞職
- 4 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 財政健全化判断比率報告
 - 4) 町長 行政報告
 - 5) 教育長 教育行政報告
- 5 同意第15号 妹背牛町教育委員会委員の任命について
- 6 同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 7 一般質問
 - 1) 工 藤 正 博 議員
 - 2) 渡 会 寿 男 議員
 - 3) 赤 藤 敏 仁 議員
 - 4) 佐 田 恵 治 議員
 - 5) 広 田 毅 議員
- 8 認定第 1号 平成28年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 2号 平成28年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 3号 平成28年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第 4号 平成28年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 5号 平成28年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 6号 平成28年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第 7号 平成28年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

- 16 議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
 17 議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
 18 議案第36号 平成29年度妹背牛町一般会計補正予算（第3号）
 19 議案第37号 平成29年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 20 議案第38号 平成29年度妹背牛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 21 議案第39号 平成29年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 22 発議第4号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書
 23 発議第5号 日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書
 24 閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出について

○出席議員（10名）

1番 工藤正博君	2番 佐田恵治君
3番 田中一典君	4番 石井喜久男君
5番 広田毅君	6番 鈴木正彦君
7番 渡会寿男君	8番 赤藤敏仁君
9番 向井敏則君	10番 宮崎博君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	寺崎一郎君
副町長	中山高明君
教育長	土井康敬君
総務課長	廣瀬長留次君
企画振興課長	篠原敬司君
住民課長	西山進君
健康福祉課長	河野和浩君
建設課長	丸岡隆博君
教育課長	浦本雅之君
農政課長	廣田徹君
農委事務局長	山下英俊君
会計管理者	石井美雪君
代表監査委員	高橋久夫君
農委会長	瀧本賢毅君

○出席事務局職員

事務局長	滝	本	昇	司	君
書記	北	口	幸	恵	君

◎開会の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより平成29年第3回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介申し上げます。町長。

○町長（寺崎一郎君） 改めましておはようございます。ただいま宮崎議長さんのお許しを得ましたので、一言挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、9月に入りまして何かとご繁忙をきわめる中、平成29年第3回定例会の開催をお願い申し上げましたところ、全員の出席を賜りまして、ここに開催できることを心から感謝申し上げる次第でございます。

今回この定例会にご提案申し上げております案件につきましては、同意2件、認定7件、議案7件であります。よろしくご審議の上、ご確定賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、佐田恵治君、田中一典君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（宮崎 博君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月7日と8日の2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 議員の辞職

○議長（宮崎 博君） 日程第3、議員の辞職の件の報告を行います。

去る8月29日、議員田中一典君より議員を辞する旨の辞職願を受理し、地方自治法第126条及び第98条第2項の規定により、9月30日、議長において辞職を許可したので、報告します。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（宮崎 博君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、財政健全化判断比率報告、以上3件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎 博君） 4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（寺崎一郎君）（登壇） それでは、6月の第2回定例会以降の行政報告をさせていただきますと思います。

最初に、建設工事等の発注状況についてでございますが、お手元にお配りしてございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思えます。

2番目、主な政務についてでございますが、6月12日に国民健康保険の都道府県単位化にかかわる道との意見交換ということで、平成30年4月1日からスタートする新制度移行に当たってスムーズな移行と円滑な運営を図るため、北海道保健福祉部健康安全局の幹部職員と意見交換をいたしました。7月17日には、札幌で開催されました北海道みんなの日制定記念式典に出席いたしました。北海道みんなの日は、本年3月に制定されました道条例に基づくもので、北海道の歴史、文化や風土について理解と関心を深め、北海道の価値を改めて認識し、誇りに思う心を育み、道民が一体となって豊かな北海道を築くとともに、道外にも北海道の価値を広く認識される契機とするために制定されたものでありまして、本町においてもカーリングホールの無料開放をこの日に合わせて実施し、町内、町外、合わせて202人の利用があり、北海道みんなの日普及活動に取り組んだところがあります。7月28日には、富山県入善町笹島町長、鬼原議長などが北海道の視察も兼ねて本町を訪問されました。本町の無形文化財であります獅子舞のルーツである富山県入善町の町長が来町されるということで、本町の獅子舞保存会のイマイ会長をはじめ、役員の方々にも同席いただき交流を深めたところがあります。8月7日には、もせうし夏まつりが夏らしい暑さの中で開催され、11日にはもせうし豊年盆踊り大会が開催されました。盆踊り大会は、長期間迷走を続け、日本全国に大雨の被害をもたらした台風5号が北海道にも上陸するのではないかと心配しましたが、幸いにして影響もなく、町内の夏のイベントも無事終了しております。その他の政務につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

3番目に、今後予定される主な行事についてでございますが、文化祭が11月2日か

ら11月5日の4日間、町民会館にて開催される予定となっております。また、本町の発展に貢献されました方々を表彰する町条例表彰を11月5日の文化祭芸能発表会の席上で挙げる予定となっております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（宮崎 博君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（土井康敬君） （登壇） 私から教育行政報告を行います。6月5日から8月24日までの教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、一般庶務関係であります。6月19日、平成29年度妹背牛町青少年問題協議会を開催し、28年度事業報告、決算並びに平成29年度事業計画、予算を承認いただいたところであります。7月11日には、北海道市町村教育委員研修会に参加し、児童相談所長の講演がありました。子供家庭相談の現状と課題という講演を受けてまいりました。7月14日には、教育長杯のパークゴルフ大会を開催しております。同日、空知管内市町教育長会議が開催され、管理職不足についての協議を行っているところであります。8月24日には、第6回の教育委員会を開催し、平成30年度より使用する道徳の教科用図書について決定をいただいたところであります。

次に、学校教育関係であります。6月6日には陸上、7月4日、5日に北空知中学校体育大会が開催されました。女子バレーボール、男子バスケットボール、バドミントン男子シングルス、女子ダブルスが空知大会への出場権を得ています。女子バレーボールと男子バスケットボールは、ともに空知大会で準優勝との好成績をおさめていることをご報告いたします。また、陸上では男子400メートルで全道大会に出場していることもあわせて報告申し上げます。7月7日に5町による北空知教育長・次課長会議を開催し、特別支援の相談会についての協議を行っております。7月20日には、北海道第5採択地区教育委員会協議会が開催され、道徳と特別支援の教科用図書の採択を行っております。

次のページをお開きください。社会教育関係であります。6月9日、赤ちゃんが発するサインをどのように気づいてあげられるか、子育て未来塾を開催、7組の親子の参加をいただきました。7月18日には、町民登山として27名の参加をいただき、赤岳に登っております。7月26日から8月5日まで、いきいきラジオ体操では延べ380人の子供たちから高齢者まで参加をいただいたところであります。8月2日から4日にかけて、「ぼくたちわたしたち体験隊」では18名の参加をいただき、南富良野かなやま湖畔キャンプ場でのキャンプを実施しております。

ほかの事項につきましては後ほどお目通しをいただき、以上、教育行政報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第5 同意第15号

○議長（宮崎 博君） 日程第5、同意第15号 妹背牛町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中山高明君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより同意第15号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第16号

○議長（宮崎 博君） 日程第6、同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中山高明君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより同意第16号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第7 一般質問

○議長(宮崎 博君) 日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、1番議員、工藤正博君。

○1番(工藤正博君) (登壇) それでは、通告に従い、質問いたします。

7月11日に施行された話し合いをすることが警察に監視され、処罰の対象となる共謀罪法と町民生活について質問いたします。共謀罪という法律は、テロ等準備罪という名称で国会に提出されました。テロ対策という、必要なかなと思った人もいたかもしれませんが、中身を知れば私たちの思想信条や言論、表現の自由を大きく脅かすとんでもない悪い法律だということがわかってきました。市民監視社会をつくる現代版治安維持法というべき代物でした。

共謀罪は、実際には起きてもない犯罪について、2人以上で話し合い、計画しただけで犯罪に問えるというひどい法律です。私は、話題を広げるつもりはありませんが、どんなことが処罰されるのか。例えば埋め立て工事を阻止しようと座り込みを計画する人たちがいたとします。座り込みを罪に問うこと自体が不当ですが、この話し合いを組織的威力業務妨害罪の犯行の合意と警察が決めつけ、話し合いの場にいた町民のAさんがホームセンターでござを買ったことを準備行為とみなせば共謀罪が成立するのです。しかし、町民のAさんがござを買ったのは座り込みのためではなく、自家用やピクニック用かもしれません。話し合いやござの購入が共謀罪に当たるかどうかを判断するのは、警察など捜査当局です。当局に都合のいい判断で対象を拡大できることとなります。こういうことで町民のAさんは、共謀罪に当たると判断されるのです。ましてや内心は他人からはわかりません。そのため、共謀罪には警察の邪推や決めつけ、入り込み、そういうために冤罪がさらにふえるおそれがあります。こうした問題だらけの共謀罪ですから、国会で成立したからといってこのままにしていっていいものなのでしょうか。

そこで第1に、国会での説明では、条件を厳しくしたから共謀罪とは全く別物、一般の方々処罰の対象となることはあり得ない、このことを繰り返していましたが、本当でしょうか。本当だという根拠があれば、答えていただきたいと思います。

第2に、総理大臣は国内法を整備し、条約を締結できなければ東京オリンピック・パラリンピックを開けないと言っても過言ではないと述べ、国際的組織犯罪防止条約を締結するために共謀罪が必要だと、これもまた繰り返していますが、本当でしょうか。これもま

たその根拠がどこにあるとお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

治安維持法は、施行後日本共産党をはじめ労働運動や農民運動、文化活動や宗教者、教育実践など、あらゆる分野に弾圧の手を伸ばし、その逮捕者数、数十万人、送検された人は7万5,000人を超え、同法の弾圧が原因で命を落とした人は氏名が特定できるものだけでも500人余りとなっています。治安維持法と同じ歴史を繰り返してはならないことを強く強調しておきたいと思います。

次に、個別所得保障の復活について質問いたします。苦境にある稲作農家を支える農業者戸別所得保障制度の復活と国への意見書を可決する地方議会が出てきております。個別所得保障制度の復活を求める運動は、全農協労連や農民連が呼びかけ、国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会が全面的に提起し、昨年秋から始まりました。この制度は、2010年に民主党政権のもとで導入されました。生産調整目標の達成農家に対して、米価暴落時に補填するこの変動部分と10アール当たり1万5,000円を直接支払う固定部分がありました。大規模農家ほど交付金額が多く、飼料米生産などの転作と規模拡大に経営の展望が生まれました。ところが、安倍政権の2012年になってこの変動部分を廃止してしまいました。固定部分の直接支払いは2014年から7,500円に半減され、来年には全てなくなります。

そこで第1に、2013年に妹背牛町での個別所得保障制度の変動部分での減収の総額は幾らになったのでしょうか。

第2に、来年から廃止させる固定部分の廃止額、2014年と2015年の合計総額は幾らになっているのでしょうか。また、変動部分と合わせるとその額は幾らになるのでしょうか。

第3に、北海道産米における米の60キログラム当たりの生産費額は幾らでしょうか。加えて、生産者価格との比較額、差額は幾らになっているのでしょうか。

もう一方で、自民党会派と公明党は所得保障制度はばらまきだとして、また政府が大規模化、コスト削減計画をしていることも理由にして反対してきました。そこで第4に、安倍農政が新たに導入するという収入保険制度とは何でしょうか。その制度の内容は、どのような制度なのでしょうか。また、それでこの妹背牛の基幹産業、農家は救われるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、入学準備金の入学前の支給について質問いたします。文部科学省は3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生への入学準備金、就学援助を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。これは、日本共産党国会議員団が必要な時期に必要な額をと文部科学省に改善を求めてきたのを受けた内容であります。この通知によると、入学準備金の単価は小学生は1人4万600円、中学生は4万7,400円となり、前年度と比較すると倍増となります。援助を必要としている時期に速やかな支給が行えるよう、交付要綱の一部を改正してこれまで児童または生徒としてきた入学準備金の交付対象に就学予定者を追加いたしました。これによって、中学

校への入学前のみならず、小学校入学前の時期に支給できることになりました。

昨年の5月には、入学準備金の単価について、日本共産党は実際に必要な金額に比べ入学準備金単価の低過ぎる実態を示して、無償にふさわしい抜本的な見直しが必要と要求し、当時の馳浩文部科学大臣が改善を表明し、2017年度予算では単価が倍増されたものです。当町教育委員会としても入学準備金の入学前の支給実施に向けて、さまざまな努力を重ねていただきました。予算どおりに実施することを確認したいのですが、間違いないでしょうか。また、ハードルは全て取り払われたと私は理解していますが、これに間違いがあるでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

次に、マイナンバー制度の連携について質問いたします。日本に住む全員に12桁の番号を割り振り、税や社会保障などの情報を政府が管理するマイナンバー制度がこの7月から新たな段階に入りました。マイナンバーを通じ、個人情報自治体や国の機関との間でやりとりできる情報提供ネットワークシステム、略してNWSと言うそうですが、この実用に向けた試行運用が始まりました。しかし、これが早くも会計検査院からこのシステムの不備が指摘されるなど矛盾が浮き彫りになっています。問題点や危険性をまともに説明せず、国民の利便性が高まるとマイナンバーを推進する姿勢は無責任と言わざるを得ません。

マイナンバー制度は2015年10月、住民への番号通知が郵送で開始されました。2016年1月からは、税や社会保障手続の一部で行政や金融機関から書類への番号記入を求められたり、プラスチック製の個人番号カードが希望者に交付されたりしております。個人番号カードは、マイナンバーと氏名、生年月日、顔写真、個人情報の集積が可能なICチップが一体となっています。盗難、紛失すればプライバシー侵害の被害は大きく、むやみに持ち歩くことへの不安が強いだけでなく、使い道も身分証明ぐらいしかないために住民への交付は人口比に比べるとわずかに9%程度とほとんど普及しておりません。こんな実態なのに7月18日からマイナンバーを使う情報提供NWSの試運転を始めました。47都道府県、約1,700の市区町村、日本年金機構、税務署、医療保険者など5,000を超す公的機関とつなぐ巨大な情報連携システムの構築を目指すものです。

そこで第1に、これまで必要だった住民票などの書類が要らなくなり手間が省ける、便利になると宣伝しています。しかし、他人にむやみに知らせてはならないマイナンバーを管理するリスクや手間をいえば、便利かどうかは不透明ではないでしょうか。

第2に、会計検査院が7月26日公表した情報提供NWS準備状況の抽出調査結果で不備が発見された100以上の機関で情報提供が来年7月以降にずれ込む、また厚生労働省のあるシステムでは改修のため約34億円もの追加支出、まさに国民の税金です。これを支出するなど、システムづくりを先行させて税金を浪費する無理な制度設計となっていると私は言わざるを得ません。マイナンバー全体のチェックと見直しこそが求められています。これ以上、町民の情報漏えい対策を後手に回されてはたまったものではありません。違いますか、お答えをいただきます。

最後に、介護保険法等の改正について質問いたします。中でも介護保険滞納によるペナルティーについて伺います。2012年の厚生労働省の調査によると、認知症の有病率は65歳以上の15%で462万人、軽度認知障がいと言われる中間状態の有病率推定値は12%で400万人と報告されています。認知症は、特別な病気ではなく、誰もがなり得る病気です。さらに、軽度認知障がいの初期対応の必要な人を加えると2025年には優に1,000万人を超えるとされており、軽度認知障がいは、放置すれば5年以内には半数が認知症に移行すると言われております。

介護保険料の現年度収納率は、最新の2015年で98.6%です。これは、65歳以上の被保険者の9割近くが保険料を年金天引きするという特別徴収されているためです。一方、年金天引きではなくて、みずから保険料を納める普通徴収に限って見ると収納率は87.2%となっております。普通徴収の介護保険料の納付率は、制度が発足した2000年度の94.2%から徐々に低下し、2010年を底に回復傾向にありますが、それでも未収額は普通徴収の保険料全体の12%にもなります。普通徴収の対象者は、そもそも特別徴収にならない年金額18万円以下の方をはじめ、そのほとんどが低年金者で無年金の方も相当な割合で含まれております。普通徴収の多くを占める低所得高齢者は、年々引き上げられる介護保険料が払い切れず、滞納につながっています。厚生労働省は、滞納者に対して預貯金や生命保険など差し押さえをすると、そのことを推進しているのです。数字をとり始めた2012年度には、滞納による差し押さえ処分を行ったそのうち9割弱は保険料に充当することができましたが、その翌年度にはこの割合を急減し、急に減らして2015年度には63%まで落ち込んでいます。つまり滞納した世帯は、差し押さえる預貯金も資産もないということの証左、つまり事実を証明するよりどころであり、ここからも介護保険料の滞納の原因は低年金、低所得にあり、滞納処分の推進など徴収対策だけで解決にならないことは明白であります。

そこで第1に、この妹背牛町での65歳以上の認知症有病率は何%になっているでしょうか。軽度認知障がい有病率推定値があれば、今何%になっているのでしょうか。保険料の現年度収納率は今何%なのでしょう。普通徴収に限る収納率は、これまた何%になっているのでしょうか。今押さえている限りで結構ですから、お答えをいただきたいと思いません。

第2に、介護保険料を滞納するとどうなりますか。

第3に、ペナルティーを避ける方法があるのでしょうか。

以上、3項目に限って質問いたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから工藤議員からの1番目、共謀罪と町民生活についてご答弁申し上げます。

共謀罪の趣旨を盛り込んだと言われるテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案

は、先般6月15日の参議院本会議において中間報告という異例の手続、いわば奇策により可決、成立し、議員先ほどご指摘ありましたとおり7月11日、既に施行されております。本テロ等準備罪は、2000年に入り、過去3回廃案となった共謀罪における組織的犯罪集団という概念についての解釈を明文化し、対象となる犯罪を277まで絞り込んだものであるものと認識をいたしております。

さて、議員ご指摘の本テロ等準備罪により一般人が処罰の対象となることはあり得ないとの説明は本当かであります、これが真実か虚偽かは本テロ等準備罪に賛成、反対のそれぞれの立場により意見は当然分かれるものと思います。ただ、犯罪を行うことを具体的、現実的に話し合い、合意に至ることによって成立するのが共謀罪であったのに対し、テロ等準備罪は先ほど議員からのご指摘もございましたが、成立の3要件としてテロリズム集団や暴力団、薬物密売組織、振り込め詐欺集団などの組織的犯罪集団が関与すること、2つ目として犯罪の実行を2人以上で計画すること、3つ目として計画に基づき実行準備行為が行われることとされております。当初国会審議の中においては、一般人と組織犯罪集団や実行準備行為について、これは先ほど議員が町民Aさんのピクニックでのご準備という例示でございましたが、これがどこからアウトでどこまでがセーフといった線引きの説明が不十分であったことからさまざまな疑問が呈され、改正法案に対する国民、町民の懸念や不安が募っていたものと理解をしております。これが総じて国民的議論をもつとやるべきであったのではないかと考えております。

次に、2つ目の国際組織犯罪防止条約、いわゆるTOC条約に関する質問であります、TOC条約については国連加盟国193カ国で条約を締結していないのが我が国を含めて11カ国のみであると承知をいたしております。本条約そのものについては、逃亡犯罪人の引き渡しやテロなどの国際的な組織犯罪を世界で協力して封じ込めようというもので、国際的な安全及び国民の生命、身体、財産を確保する上では非常に重要なものであると言われております。まして3年後に控える東京オリンピック・パラリンピックには世界中から多くの人たちが来日することから、条約締結は急務であったものと思います。ただ、議員ご指摘のTOC条約の締結とテロ等準備罪の因果関係と言いますか、連関性についての発言については私どもが承知するところではありませんが、事実として改正の組織犯罪処罰法の施行日、7月11日とTOC条約の締結日が同日であったことだけは承知しております。いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたとおり法案の可決、成立の手続にはいささかの疑問を呈しつつもテロ等準備罪として改正法が施行され、既に2カ月足らずが経過しております。議員も重々承知の上でのあえてのご質問かと思いますが、町長という立場の中で本テロ等準備罪の内容ですとかTOC条約締結のためのテロ等準備罪といったことの真実性については答弁のしようがなく、知り得た中での事実を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 私から収入保険制度についてお答えを申し上げます。

まず、1番目のご質問でございますが、2013年、平成25年産米につきましてはまだ変動部分が、その制度が残っていたということになってございます。ただし、販売価格が標準価格を超えたため、変動部分につきましては交付されていないということになってございます。

2番目のご質問でございますが、固定部分、平成26年産につきましては約1億6,800万、平成27年産では約1億6,400万ということで、合計につきましては3億3,200万ということになってございます。

3番目のご質問でございますが、北海道米の60キログラム当たりの生産費は、平成27年産では1万1,868円、生産者価格は、これは全国ベースとなりますけれども、平成28年産で1万2,240円、372円のプラスと。平成27年につきましては、1万780円ということで1,088円のマイナスということになってございます。

4番目のご質問でございますが、収入保険制度の一番の問題点は過去5カ年間の平均収入を基準とすることだというふうに考えております。経営形態により状況は異なりますが、例えば稲作経営につきましては平成28年産は生産費をカバーできておりましたけれども、これが米価が下がり続けた場合、平均収入は下がり、その生産費をカバーできないことが想定されるということになってございます。しかも、例えば収入がゼロの場合につきましては全体の81%しかカバーしないという点では問題があるのではないかとこのように思っております。せめて全算入生産費をカバーできるレベルで保障する制度、さらには保険料の抑制や加入条件の緩和等を見直して万全なセーフティーネットとなるよう改善をしていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 入学準備金の支給につきましてご答弁申し上げます。

入学準備金の入学前給付の対応につきましては、3月の定例議会におきましても工藤議員よりご質問をいただきまして、実施に向け検討する旨、お答えしたところでございます。その後、5月31日開催の第5回教育委員会議におきまして、入学準備金の入学前給付を可能とすべく関係規則の改正議案を提出し、可決、承認されましたことをご報告いたします。加えまして、この改正に伴いまして平成30年度の新入学児童生徒から入学準備金の入学前給付が可能となっております。また、従来につきましては就学援助申請世帯に対しまして民生委員による生活実態調査、これを義務づけしておりましたが、例えば児童扶養手当の受給世帯であるなど明らかに就学援助の認定基準を満たす申請者に対しましてはこの生活実態調査は不要とし、該当する保護者が申請しやすいように改正してございます。

先ほど質問の中で、ハードルが全て取り払われたのかとのご指摘ですが、この入学前給付に当たりましては最大の懸案事項でありました所得の確定でございますけれども、これにつきましては源泉徴収票あるいは確定申告の写しの添付をもって対処することといた

します。しかし、5月下旬の所得確定時におきまして基準所得を超過していた場合につきましては、改めて民生委員による生活実態調査により判定することとなりますが、改正した条文の中に現に生活に困窮していると認められる世帯、これにつきましても認定対象とするとしてございますので、既に給付いたしました給付金の返還という事態は発生しないよう慎重に手続を進めたいと考えております。

なお、本町の入学準備金の給付額は国の基準を適用しておりますので、先ほど工藤議員が申し上げましたとおり小学生4万6000円、中学生4万7,400円が給付されます。先ほども申し上げましたけれども、来年度の新入学児童生徒からの適用となりますけれども、年度内に給付ということになりますので、12月の定例議会におきまして予算の補正を予定してございます。該当者の把握及び制度の周知徹底等、関係機関と連携しながら適切な運用に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 4番目のマイナンバー制度の連携についてご答弁申し上げます。

1点目のご質問でございますが、マイナンバー制度における情報連携は議員のご質問のとおり平成29年7月18日から試行運用が開始されております。この試行運用期間は、従来どおりの住民票や所得証明などの添付書類の提出を受けた上で情報連携による事務処理を行うことで業務の習熟を図るとともに、事務処理の結果に間違いがないかを確認、検証するもので、この試行運用期間終了後は本格運用となる予定でございます。マイナンバーは、法に定められている社会保障、税、災害対策分野の事務の手続において利用され、利用事務に関して必要な限度で利用される事務においても取り扱われますが、番号の取得、利用、提供、保管、安全管理などに一定のルールがあり、議員ご指摘のとおり番号を利用、管理するためにはリスクや手間がかかっております。たとえ事業者がマイナンバーを取得する際には、利用目的を特定して明示する必要がありますし、番号確認と身元確認を行い、番号を取得しなければなりません。また、マイナンバー法に定める場合以外の収集、保管は禁じられているなど厳格な管理が要請され、特定個人情報保護委員会による監視、監督が実施されております。ですから、これらはマイナンバー制度における安心、安全の確保のためであり、マイナンバーは制度面、システム面においても保護措置が実施されております。本格運用が始まりますと、住民票や所得証明書などの添付書類が不要になるほか、手続業務に係る時間や労力が大幅に削減されます。また、所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなりますので、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるようになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目のご質問でございますが、マイナンバー制度は公平、公正な社会の基盤として将来の世代に社会保障制度を引き継いでいくため導入するものでございます。マイナンバーにかかわる情報は分散管理されており、番号の漏えいや悪用などの問題につきましては厳しい罰則や厳格な取り扱いルールが設定されております。マイナンバー制度は、複数の

機関に存在する特定の個人情報をも同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤でございます。所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなりますので、先ほど答弁しました本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるようになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上、答弁いたします。

次に、5番目の介護保険法等の改定についてご答弁申し上げます。1点目でございますが、認知症有病率とは介護認定を受けているかいないかは問わず、65歳以上の高齢者における認知症高齢者率で、軽度認知障がい有病率は記憶障がいがあっても認知症とは言えない状態のことで認知症の予備群と言われております。本町における認知症有病率、軽度認知障がい有病率推定値については、町独自の調査は実施しておりません。このため、全国調査では平成21年から平成22年にかけて筑波大学が中心となって全国10カ所の市町村にお住まいの65歳以上高齢者を対象とした医師による面接、専門職による訪問調査が実施され、この調査結果をもとに先ほど議員がおっしゃった数値でございますが、65歳以上の高齢者の15%が認知症有病率推定値、13%が軽度認知障がい有病率推定値が示されております。あくまでも推定値でございますが、この全国数値を本町の高齢者に反映させた場合、平成28年度の本町の認知症有病者推計人数は230人、軽度認知障がい有病者推計者人数は193人と推計されます。また、介護保険料の現年度収納率でございますが、平成28年度は99.57%、そのうち普通徴収の収納率は93.58%となっております。

2点目の介護保険料を滞納するとどうなるのかでございますが、介護保険法第66条から第69条において介護保険料を滞納しますと、その滞納期間に応じて保険給付、介護サービスが一時差し止めになったり、本来1割または2割である利用者負担が3割となる措置がとられます。1年間滞納した場合、本人が1度10割に相当する額を自己負担することとなり、後で申請により9割または8割が払い戻されます。1年6カ月以上滞納した場合は、後の申請により払い戻される9割または8割相当分の支払いを一時差し止めとされております。また、2年以上滞納された場合、保険料徴収の権利は2年間で時効となるため、2年以上経過した保険料の支払いを行うことはできません。この徴収期間が時効により消滅する未納期間を保険料徴収消滅期間と言い、介護認定を受けた方にこの消滅期間がある場合、その期間に応じて介護サービス利用料は3割に引き上げられ、高額介護サービス費や施設入所時の食事代、居室代の軽減を受けることができないことになってございます。

3点目のペナルティーを避ける方法があるのかのご質問でございますが、政令で定める特別な事情があると認められる場合を除いて滞納者に対する保険給付の制限は実施しなければならぬとされております。特別な事情とは、災害により住宅等について著しい損害を受けた場合、また生活維持者が死亡または心身の重大な障がいや長期入院などにより

収入が著しく減少したなどの特別な事情がある場合となっております。このことから、特別な事情に該当しない場合は法律の規定に基づき保険給付の制限を受けることとなります。現在本町で介護認定を受け、介護サービスを利用している方で滞納している方はいないことから、給付制限を受けている方はおりません。また、保険料を滞納されている方に対しましては個別に相談に応じ、介護サービスを利用される際に給付の制限を受けることを説明しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） まず、共謀罪法について質問いたします。

課長は、率直的に国民的な議論が少なかったというふうを感じ取っておられますが、私たちもそう思っております。政府が改めてこの共謀罪法につけた条件というのは、1 つは犯罪の主体を一定の重要な犯罪を犯すことを目的とする集団に限定したのだと。2 つ目には、合意に加えて準備行為があつて初めて処罰の対象にするということを加えたわけです。しかし、政府はテロ組織、暴力団、麻薬密売組織などが組織的犯罪の行為のみが対象だというふうに言っています。しかし、それ以外のものも含まれると答えております。ですから、限定はないのです。また、何がテロ組織に当たるかについても定義はありません。麻薬密売組織も法定の定義はないというふうに答えているのです。これは、国会で答えているのです。政府は、組織的犯罪集団の定義がまずできないと。そして、その犯罪が限定できないと。こういうことを追求されてもまともに答弁ができなかったわけです。ですから、あの国会で児童や生徒に見せられない強行採決に踏み切ったのではないのでしょうか。これは、本当に恥ずかしいことです。

そして、共謀罪はどうしても必要だと、条約締結が必要になったのだと、だからこの共謀罪法が必要だと強調していますが、しかしもうこのとき既に政府は13本のテロ防止条約を締結しているのです。1 つは、航空機内の犯罪防止条約、東京条約と言います。2 つに、航空機不法奪取防止条約、ヘーグ条約と言います。3 つに、民間航空不法行為防止条約、モントリオール条約と言います。4 つ目に、国家代表などへの犯罪防止処罰条約、5 つ目に人質行為防止条約、6 つに核物質防護条約、7 つに空港不法行為防止議定書、8 つ目に海洋航行不法行為防止条約、9 つ目に大陸棚プラットフォーム等の不法行為防止議定書、10 番目にプラスチック爆薬探知条約、11 に爆弾テロ防止条約、12 にテロ資金供与防止条約、13 に核テロリズム防止条約、この13本もあるのです。これ以上に何が必要なのでしょうか。

さらに、日本の刑法では殺人予備罪、内乱陰謀罪、身代金目的誘拐罪、凶器準備集合罪などテロで想定される多くの犯罪、重大犯罪の実行以前の段階から取り締まる制度がちゃんとあるのです。また、アメリカと違って日本は銃、鉄砲ですね。それから、刀剣、刀など、この所持自体が禁止されております。これ以上、一体本当に何が必要なものでしょう

か。どうしてオリンピックが開かれないのでしょうか。これ以上、何が不足していると感じますか。私は、共謀罪が必要なかったのではないかと、必要ないというふうに思いますが、どう受けとめておられますか。

次に、再質問の収入保険制度、単純に来年度から3億3,200万円減収の中で営農をやらなければならないというのは現実なのです。過去5年間の収入を基準に、それより下がった部分の9割を限度として補填するものと。輸入に対抗して競争力強化なのだと言っておりますが、農産物価格を下げる方向ですから、当然基準収入も下がると思うのです。収入が減って、どうして営農がよくなるのですか。そして、その対象は農家の2割強、この程度の範囲で青色申告者に限定するのだと言っているのです。対象となる農家も当然限定されるはずです。全農家に恩恵を受けるわけでもない、こういう制度がまともなのかと。こういう制度ですから、妹背牛の農家全体の方々が本当に生産意欲をかき立てる制度なのでしょう。やはり私は、前の制度にきちっと戻して安定的に営農生活ができるような制度にしていくべきだというふうに考えますが、どうお考えでしょうか。

次に、入学準備資金の支給についてですが、お答えのとおり結果としてはいい方向に向かいつつあります。この入学準備金の交付対象に就学予定者ということが追加されて小学校前からも支給されますよと、入学時にはということになったわけです。私が今本当に危惧するのは、例えば政権が変わると一体何が起こるかかわからないと。新しい政権ができたときに、いや、こんなことはもういいよというふうになるかならないか。あつたら、その政権こそおかしな政権だというふうに私は思うのですが、そうならないように教育委員会としても継続的に取り組むと、まさに無償にふさわしい入学準備金の入学前支給の充実に取り組むのだという決意を示していただきたいと思ひ、重ねて答弁を求めたいと思ひます。

次に、マイナンバー制度、誤った自治体が100以上あるのだということは先ほどお話ししたとおりですが、まさにこのマイナンバーの扱いのずさんさがあちこちに出てきているわけです。マイナンバー関連の個人情報や顔写真データが警察捜査に利用された例があるということが通常国会の審議で明らかになりました。こういう国民監視の道へ開くおそれも強まっているわけです。まともなデータを使われていないと。マイナンバーは、やはり運用は中止して、制度の廃止に向けた検討が求められると私は思っています。まだ皆さんの記憶にあると思ひますが、2015年には日本年金機構から125万件の情報が流出したと、それで実施が1年以上おくれたと。こういうふうにマイナンバーの利用が、その分野が広がるほど、これに比例した漏えい問題がつきまとうわけです。法律や制度では、絶対解決ができないということを私は何回も言っているのです。アメリカの例も韓国の例も40年たってもこれが解決できないわけです。無理なのです。こういう危険から町民を守るということが本当に重要になってきております。行政として、こういう危険を感じることがないのでしょうか、想定もできないのでしょうか。安心、安全面で保護されているのだと言ひますが、必ずしもそうではないと私は思ひます。

最後に、介護保険料の滞納について、非常に議論すると長くなるのですよね、これについては。制度としてもややこしく、毎年毎年こういうふう国民、対象者には制度が利用しづらいというふうになってきているわけです。滞納するとどうなるかについては、滞納期間に応じての説明もありました。そのとおりです。自己負担割合を変更した場合に、介護サービス費等の支給は行われません。最大支給限度額の3割までを負担することになるのだと思うのですが、違いますか。市町村民税非課税世帯であっても食費、居住費の補足給付は行われたいために、施設入所やショートステイの利用は極めて困難となるではないでしょうか。滞納するとこのような問題がありますが、違うでしょうか。

次に、ペナルティーを避ける方法があるかと。結論からいうとないのです、これ。滞納期間が2年以内であれば、滞納保険料を遡及する、さかのぼって支払うことでペナルティーを避けることができます。2年以内です、ただし。しかし、時効がなくなった後、保険料は納付することができません。そのために、保険料の時効消滅期間に応じたペナルティーを避ける手段がないのです。それから、介護の現実に直面した本人や家族は滞納保険料に比べて圧倒的に負担がふえるというほうが大きいので、借金をしてでも滞納保険料を払おうとする方もいるのです。しかし、滞納期間が2年を超えてしまった場合は本人や家族の努力がどうにもならないと。違いますか。介護保険では、特別な事情がある場合はペナルティーの対象外となる旨の規定があります。しかし、災害、主たる家計維持者の事業の休止、廃止、失業等を契機とした家計急変による一時的な所得減少は特別の事情ですが、低年金などによる恒常的な低所得は含まれないでしょう。ペナルティーの判断は、国基準に従うしかないのです。また、さまざまな事情から生活保護申請を行えない方、生活保護を受けられない方は救済されることもありません。国民健康保険証取り上げに関する特別事情は、介護保険と同様の要件となっていますが、自治体が災害、事業の休止、廃止、失業に類する事情で国保料滞納ができないと判断すれば、保険証取り上げを回避することができるのです。介護保険制度の抜本的な見直しは急務ですが、せめて介護保険でも国保並みに自治体に一定の裁量を認めて保険からの低所得者の排除、対処をとるべきです。これは、法改正は必要ないのです。ぜひ地方自治体から国への改善要望を上げていくことを強く私は求めたいと思います。いかがでしょうか。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 共謀罪と町民生活についての再質問にご答弁いたします。

大変難しい問題で、先ほど13本の説明がありましたけれども、先ほど総務課長からの答弁にありましたように私の立場として、この場において国会審議での説明内容や総理大臣あるいは閣僚の発言について、それが本当かどうかといったご質問に対する答弁については差し控えさせていただきたいと思います。

また、組織犯罪処罰法の改正による今回のテロ等準備罪は、私どもが理解しようにも難しく、もっと詳細にわかりやすく説明をいただかなければならないと考えているところ

でございます。今回の組織犯罪処罰法改正によるテロ等準備罪というものをどれだけの町民が理解し、納得されたか、そして今後もこれまでも変わらぬ安全で安心な日常生活が町民が送れることを確信されているのか、私としてはここが一番気になっているところがあります。いずれにしても、法改正は既に施行されております。私どもとしては、本法律の運用を注視していかなければならないことはもちろんであります。政府において今後も継続したわかりやすい説明が必要であることを申し述べ、答弁といたします。

続きまして、収入保険制度について私の考えを述べたいと思います。先般、先ほど課長が昨年1万二千何ぼと言っていました。5月4日にJAのほうから28年産米の概算金の報告がありまして、ななつぼしで1万3,020円、そしてゆめぴりかの低タンパク米の最高値が1万5,700円台だったと思います。ということで、先ほどよりは若干収入がふえるのかなと思います。そして、そんな中、最近の米価は上昇傾向にあります。議員ご指摘のとおり来年度から国が米配分から撤退し、また米価が下落する等の影響が懸念されること、また米の直接支払交付金の廃止により大規模農家ほど農業経営に支障を来すことを非常に心配をしているところがございます。食料自給率、地域経済、そして環境と国土を守るため、米の生産費を償う価格、私は全国平均の1俵1万5,000円台を考えているところがございますが、その価格の下支えをする制度、個別所得保障制度はぜひ必要と考えております。米の主産地として、安心して生産、経営できるような制度を今後とも町村会など関係機関と連携し、国に強く要請してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あとは担当のほうから。

○議長（宮崎 博君） 教育長。

○教育長（土井康敬君） 私のほうから入学準備金についてのご質問を答弁したいと思います。

まず初めに、この入学前の支給については、法改正を行う前では運用によってやっている自治体もあったというふうに聞いておりますので、ご質問いただいたように政権が変わって制度が変わればということのご質問であります。これをやっつけられないという制度改正になるのであれば、やれないことになると思うのですけれども、あくまでも運用でできる範囲ということを考えていきますと、入学前の支給については教育委員会と規則で定めているところによるものというふうに考えておりますので、実施していこうというふうに考えているところであります。議員ご質問のとおり、子供は町の宝というものは変わっておりませんので、それに向けて教育目標にある心触れ合う豊かな地域社会の創造に貢献できる人を育てていく、この趣旨は今後とも貫いていきたいと思っておりますし、手続については遺漏のないように取り組んでいきたいということでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） マイナンバー制度についてご答弁申し上げます。

日本年金機構では、年金相談や照会業務において個人番号の利用は開始しておりますが、これについては届け出による取得した個人番号、基礎年金番号とひもづけしているということで、番号法の附則の規定により政令が定められるまでは情報連携が提出されておりますことを申し添えます。

個人情報の部分でございますが、先ほども説明したとおり制度、システムの両面でさまざまな保護措置という部分を講じており、また特定個人情報委員会で監視、監督ということになっておりますので、また厳しい罰則等もございますので、ご理解していただきたいと思っております。また、今後の国の動向に注視しながら、町民の皆様の大切な情報をお預かりしていることを念頭に置きまして、安全措置の充実や関係規定の整備、職員研修の実施など、さまざまな対応を行っていきたくと存じております。

また、マイナンバーの交付率のことでございますが、先ほど全国では議員おっしゃったとおり5月末現在で9%という低い率になってございます。本町の場合、今年の7月末現在、交付率で14.1%ということで全国よりは高い率を示しているのかなと思っております。これについては、窓口で通知カードをなくすと、紙のカードですけれども、なくしたということで来た場合に通知カード、紙のカードを再発行すると500円かかりますので、それだったらプラスチックのカードを無料でできますのでということで、そういうご指導もしておりますので、若干率が上がっているのかなというふうに感じております。以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、介護保険制度の改正についてご答弁申し上げます。介護保険料滞納の部分でございますが、今本町にはそういう方はおられませんけれども、今後そういう部分は出てくる可能性もございますけれども、介護保険料の普通徴収につきましては年4期で分けて支払っております。支払いが困難な方については、個別に相談に応じ、分納等その方の生活に配慮した納付方法を提案してございます。また、介護保険料につきましては税や国保医療保険料と比べて優先度が低いというイメージがあり、介護の世話になるつもりはないといった考えを持たれている方も依然としているように感じます。このような考えにつきましては、制度に対する十分な住民周知が不足しているということに原因があるものと考えておりますので、今後は広報回覧等を通じた制度の周知を行っていきたくというふうにご考えてございますし、一応総論になりますけれども、介護保険制度につきましては国民の共同連携の理念に基づきまして、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保障の理念に沿って成り立っているものでございますので、その辺もご理解をいただきたいと思ひまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） 2つの問題について再々質問をさせていただきます。

1つは、共謀罪であります。首相は、ハイジャック犯や毒物テロの事柄を挙げて現行法の穴を塞ぐ必要があるのだというふうに言っております。予備罪として処罰ができると

ということが明らかになりました。また、東京オリンピック・パラリンピックの安全のために共謀罪が必要と言います。私は、そうではないと。憲法9条の精神を貫く平和国家として世界の信頼を得ることこそが肝心ではないでしょうか。そして、一般人を犠牲にする空爆などの軍事作戦への参加や派兵を拒否することが大事ではないでしょうか。テロ組織への資金、武器、人の流れを絶つための国際的な協力を進めることこそが求められていると思います。このことが町民の安全を保障する最善、最速の道ではないでしょうか。共謀罪などを求めているではありません。町民の多くを冤罪に導くような法律は、町民生活に役立つものではありません。理解が難しいというふうにごくへ行っても言われますが、これは町民のためにならない法律だからです。法の中身の説明をすればするほど、おかしくなる、この説明ができないという法律なのです。13以上のテロ等に関する法律がありながらもこういう無駄なことをやろうとしているというふうには私は指摘せざるを得ないのですが、重ねてお伺いをしたいと思います。

最後に、個別所得保障の復活について、私はこの個別所得保障は生産費を基準に下回る部分を補足払いするもので、収入保険とは、その考えとは全く違って、まさに農家が展望を持てる政策だというふうには考えています。この収入保険制度のままだと今の米価では後継者もできない、農政を変えないとこの妹背牛も不耕作地、荒れ地が出ないという保障があるのでしょうか。町長、これからの基幹産業を守る運動には非常に厳しいものがあります。GPS農業だけでは解決になりません。このGPS農業から生まれる余剰の活用の研究もすることが必要になっているというふうに思います。決して後ろ向きになってはならないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 再々質問に答弁をしたいと思います。

憲法第19条に規定されている思想及び良心の自由は、これを侵してはならないが根底にあるテロ等準備罪であることから、一般町民、市民をはじめ、社会運動や抗議活動などは決して対象となつてはならないものと理解をしておるところでございます。先ほど申し上げましたが、改正法は既に施行されており、本法律の今後の運用を注意深く見ていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、個別所得保障制度の復活についてでございますが、先ほど課長答弁のとおり収入保険制度の一番の問題点は5年5中であります。米価が下がれば下がるほど、その補填が少なくなるということが想定されておりますし、情報ですけれども、先ほど最高でも減収の81%しかカバーしないという問題があると思っております。また、国営農地再編整備事業が今年で大方区画整理が終了しますけれども、後々の支払いも生産者も町も発生がしてきております。何とか基盤整備事業だけは、道営も含めて万全な体制で終わらせてあげたいのですけれども、そのためにもやはりGPS、均平、肥料散布、しろかき、そして自動運転、そういうことで少しでもコスト低減をしながら妹背牛の

農業の牽引役として町としてできる限りの支援をしていきたいと思ひますし、戸別所得制度復活につきましては国に上京の際には強く訴えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君）（登壇） 通告に従ひまして、2点について質問いたします。

1点目に、農業生産法人についてであります。農業の現状はご承知のとおり農業者の高齢化と担い手不足の状況であります。近年意欲ある若い農業者が農業法人へ移行し、組織的な農業を行う形態がふえており、当町においても今年度3法人が設立され、現在8法人になっております。JAの意向調査でも法人化を検討している農業者は多いという結果が既に出ております。安易な法人化は、反対にコストもかかるため注意が必要ですが、地域農業の担い手確保あるいは雇用労働力の確保と創出、地域の農地利用による遊休農地の解消等、法人化による貢献度は高いと考えておりますが、行政として法人化に対する所見をまずお伺いいたします。

また、地域農業を守り、農業振興に期待が持てる法人化に行政として支援の考えはあるのかも伺いたいと思ひます。

2点目に、ふるさと応援基金についてお伺いいたします。現在基金の年度末残高として4,471万、今までに活用した分として3件、合計562万の実績となっております。ふるさと納税は、町としてありがたい財源であります。中には、返礼品目的の方もいると思ひますが、政策に賛同して多くの方々に応援していただくことを願っているところですが、使い道については活力ある地域産業を創出するまちづくり事業をはじめ、環境事業、福祉事業などのまちづくりに願いが込められているが、どの事業に重点を置いて活用していくのか見えないので、有効な活用方法を示し、使い道を明確にして目的基金の創設や事業費に充てるべきと思ひますが、町長の見解をお伺いいたします。

あわせて、積極的にPRしていく方策とリピーターの増加対策も重ねてお伺いをいたします。

以上について答弁をよろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 私から農業生産法人についてお答えいたします。

町内の農業生産法人につきましては、最近では1戸1法人が3件追加されまして、全体で8法人になったことは承知をしております。この1戸1法人の傾向が本町の農業の目指すところであるのか、少々疑問に思うところがございますけれども、複数戸法人につきましては議員ご指摘のとおり雇用による労働力の確保や施設、機械の効率的な利用、離農地の受け皿など地域農業への貢献度が高く、重要な施策として認識をしているところがございます。法人化に対しては、国の補助事業や資金についてのメリットが設定されておりまして、農家の方が補助事業の相談に来られた折には複数戸法人の設立を勧めているわけがございますけれども、その1戸1法人については可能であるのですが、複数戸法人については困難だという発言をよくお聞きしております。この複数戸法人がなぜ無理なのかというところを今後理解し、どのような支援で積極的に取り組んでいただけるのか、検討をしていく必要があるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） 私からふるさと妹背牛応援基金についてご答弁させていただきます。

ふるさと納税の使い道につきましては、寄附者の妹背牛町への思いを事業として反映することにより、個性豊かで活力あるまちづくりを推進するとともに、町の末永い充実、発展に資することを目的とし、6事業の区分を寄附者が使い道を選んでいただいております。寄附者が選んでいただいております使い道の事業につきましては、まちづくりにおける当該事業における事業に寄附金を充てており、これまで議員からのご指摘のとおり3つの事業を実施してございます。今後におきましても、全国各地からいただいております寄附金をまちづくり事業の推進状況を勘案し、事業費に充てていく予定でございます。

なお、目的基金の創設につきましては、現在積んでおります基金がふるさと応援寄附の目的基金として条例に基づいて積んでございますので、さらなる目的基金を創設する予定は今のところございませんことを申し上げます。

また、PRにつきましては現在ふるさとチョイスはもとより、関係機関でのインターネット、雑誌への掲載、また町外イベントでのポスター掲示などのPRをしてございます。今後におきまして、より多くの寄附金が集まるよう、さらなるPRを行っていく予定でございます。

最後に、リピーターの増加対策についてでございますが、現在過去からの状況で2年間での状況ということをお勘案しますと、申込者のリピーター率が33%でございます。これは、あくまでも8月末現在となっております。これまでも過去に申し込まれている方には、個別のPRの通知、またカタログ等を送付してございます。今後の申し込みを期待しているところでございますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 今ほどの答弁の中では、妹背牛については1戸1法人、それと会社法人という2つの部分で設立をされているわけです。といっても、合同会社穰田（ミノルタ）2戸1法人、あと北空知管内で見ますと27法人で8戸程度が会社法人になっているという実態もございます。たまたま家族経営も多いわけでございますけれども、現段階では大規模経営になってくると農業生産法人に組織がえをしていく農業がこれから重要になってくるし、大切かなと私どもも思っておりますし、雇用による就農者の増加、これは1戸1法人でも雇用の新規就農あるいは研修員等々もかなり入ってこないで大規模経営にはなかなか労働力不足といったことでありますので、その辺も解消できるのかなと思っておりますし、あわよくば今盛んに言われております6次産業化に向かう、そういった法人の方も出てくる可能性も非常に大きいのかなと。そういったことを考えれば、今後の妹背牛町のまちづくりあるいは発展につながるのかなといったことも私は考えておるところでございます。

また、今年の農協の意向調査の中では、法人化の推進に必要な支援として何があるのだろうかというアンケートがございました。中をひもときますと、法人化推進に必要な支援として登記に係る支援を望んでいる、こういう方が50人ほどこの妹背牛管内でもおられるわけでございます。そういった意味で、ちなみに農協については1戸1法人は該当しておりませんが、複数の会社法人については1戸設立に当たり50万という支援をしているのが実態でございますので、農協と行政が一体となって費用の面でも支援をして十分な農業経営をしていただく、また可能性のあるそういった事業を行っていただきたいなと思っておりますので、これから、今の段階ではなかなか難しいような答弁がございましたけれども、いま一度町長からこの辺の将来を見越した中での考え方をお聞きいたしたいなというふうに思っております。

それから、ふるさと納税のことでございますが、私としては何かしらまだ使い道が決まっていないから、とりあえずぼったした基金の中に積んでおこうといった感じがどうも見えてなりません。自分は、やっぱり二、三点の具体的な事業、万が一今後交流センターあるいは町民会館を建てるのであれば、そういった目的積み立てですか、建設積み立てという感じの中で基金に積んでおく、あるいは年度内の事業費に子育てだったら、その部分に該当して各町村に負けないぐらいの支援をしていくといったことに充てるのが筋かなというふうに思っております。こういった考えは、町長としてはどう考えておるのかお聞きしたいと思っております。

それから、事業の選択についてですが、今年の第1回の定例会の中で広田議員から一般質問がございました。町民のアイデアを募集して事業に充てるという提案があったところでございます。私もこれについては賛同いたしておりますし、町長から答弁として今後具体化に向けて検討を始めたいという答弁があったところでございます。俗に言うただ検討して終わったのかどうなのか、これから実施に向けてある程度進んでいるのかどうなのか

もお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

積極的なPRとリピーターの増加対策も妹背牛を知っていただける、そして応援をいただくことが町の活性化、また交流にもつながる重要なことと思っております。いろいろある程度PRについては、これは導入どうのこうのではありませんけれども、ポイント制の導入、あるいは今はありませんけれども、東京妹背牛会あるいは札幌妹背牛会にある程度そういった便りですか、そういったものも送付した中で大きくPRをしていくことも必要かなというふうに思っておりますし、ある程度のイベントも出ているようでございますが、ふるさと応援フェア、これも何か毎年あるようでございますので、そういった対応もできるのかなと思っておりますのでございます。

リピーターについては、33%程度に上がっているということなので、うちの返礼品を見てみますと、返礼品だけではございませんけれども、やはり品数が多ければいいというものではございませんけれども、農業地帯に合った返礼品ということで、私は農業体験と農家民宿の中で田舎料理をもてなして帰っていただくというような項目も1個あればなかなかユニークなのかなというふうに思っておりますので、それは今代表監査委員さんがございます夢の農村塾にある程度理解をいただきながら、できる可能性のある事業かなというふうに思っておりますので、その辺もある程度考えていただきたいなというふうに思っておりますし、また妹背牛地区については北空知管内でも花の生産量が一番多いのです、市町村当たりで見ますと。大体7億から8億ぐらいやっているのです、その返礼品の中でやっぱり花のアレンジメント等、何か送るとか、ちょっといろんな工夫をして生花の振興も1つ入れたらいいのかなというふうに思っております。いずれにしても、いろんな形の中でそういったアイテムもふやしながら全町そろって推進に向かっていく、このことが大事かなというふうに思っておりますので、総括的に町長からのお考えをいま一度お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） いずれも私が再答弁をしたいと思ひます。

まず、近隣他町やJAが法人化に対する助成を実施していることは承知しておりますが、複数戸法人を対象にしているものしかありません。また、実績もわずかであると聞いております。法人化を進めるには、地域のリーダー的な存在や意識改革が必要であると言われていますが、今後も各農業者の意見をお聞きし、検討していきたいと考えております。

また、あわせまして本町の農業は後継者、担い手不足と高齢化等により将来労働力の不足や農地流動化の形態が非常に懸念されるところでございます。このため、現在実施しております国営、道営による圃場の大区画化、GPSの普及事業等により効率的な農業生産、労働力負荷の軽減を目指しておりますが、法人化推進の必要性も充分認識しているところでございます。個々の意識改革等、難しい面はありますが、これらを進めていく上で何が必要なのかを農業者の声を聞きながら検討してまいりたいと思ひますので、よろしくご理解をお願いしたいと思ひます。

また、ふるさと納税の積み立て基金についてでございますが、まず最初に今年も順調で2,000万円を超える寄附が集まっております。議員ご指摘のとおり、活力ある地域産業を創出するまちづくり事業の中で、既に昨年から始めております精米関連で真空包装機の増強をしておるところでございます。また、今年から始めたRTK—GPS普及リース事業でございますが、希望取りまとめによりますと当初より2,300万円ほど増加をしているところでございます。事業費がふえましたので、過疎債、町助成金を差し引いた分をふるさと納税から繰り入れたいと考えておりますので、購入希望者に沿う形で今後進めていきたいと考えておりますし、また機会があれば議会と協議をしていきたいと考えております。

また、町民会館等あるいは事業別に子育てなどの積み立て基金ということにつきましては、もう一度精査しながら基金をつくるのがいいのか、あるいは先ほどの6本の中に入るのか、その辺検討をしていきたいと思っております。

また、第1回定例会の広田議員のご質問、町民の声ということでありましたけれども、新年度に入りまして町政懇談会と広田議員さんの一般質問も含めて各課で検討をして今それが上がってきている状態で、今後また議会の皆さんと相談しながら、本当に今町民が何を求めているのか、その辺を的確に把握しながら議会とも相談させていただきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

また、PRとしてなくなりました東京妹背牛会、札幌会でございますけれども、一昨年から東京妹背牛会の方には何戸かの方にPRして買ってもらっておりますので、引き続きパンフレット等を発送をしているところでございます。あわせまして、花卉の返礼品についても可能なかどうか今後検討して、日数の関係と日持ちがするのかなど、そういう品種をまた選定品として協議していきたいと思っておりますし、可能な限り農村塾などと連携しながら農業体験のできるまたふるさと納税の返礼品も今後視野に入れて考えていきたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で7番議員、渡会寿男君の一般質問を終わります。

次に、8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） （登壇） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問ですが、商店街の維持と活性化について。今年も8月6日、もせうし夏まつりが盛大に開催され、多くの方々においでいただきまして大変好評でした。特に前半は子連れの方々が多く、また後半は大人の部というような模様で、席もそれほど混まなく、うまく入れかえられてよかったように思います。また、10日の盆踊りも気温がちょっと寒かったのですが、同じように前半は子供の部、後半は大人の部とうまく分かれて多くの方が大変喜んでいただいたようです。また、町長をはじめ役職員の方々、大変お疲れさまでございました。商工会では、9月もまた遊歩市、10月には収穫感謝祭が開催されますが、盛り上がっていきたく思っております。

そんな中、北海道新聞、8月21日に公設民営の出店相次ぐと記事が掲載されておりました。内容でございますけれども、人口減で採算の悪化したスーパーが撤退したり、そのおそれが高まった地域で市町村が建設費を補助する公営民営による店舗の出店が道内で相次いでいると。重要な社会インフラの小売店がなくなれば地域が衰退すると考えられることから、自治体が事業者へ働きかけ、実現したとありますが、その横に空知管内沼田町、町が建設費の半額助成、3億5,000万、また北竜町も同じように計画が進んでおります。オホーツク管内、西興部村1億4,000万、滝上町1億8,000万等々ありました。妹背牛町もいずれそうなる可能性が高くなってきています。北海道大手コンビニがあるからいいなんて油断していると、手おくれになることが予想されます。生鮮食品等がなくなれば、買い物弱者対策として本町も公設民営にかじを切らざるを得なくなると考えられます。そうなる前から対策を検討して策を講じていかなければならないと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

1番目の2つ目でございますが、現在の店舗が新しい事業を展開していきたいと考えたときに、新規開業の助成については道、各自治体で取り組んでいるところもありますが、既存商工業者に対する施設改修、機械購入等の補助事業は本町では小売店舗等設備支援事業がありますが、内容によっては助成額、また事務所や事務室の設備、店舗の維持管理、職員の通年雇用化に向けての機械、除雪機械の購入の対象外など考えていかなければならないところが多く見受けられると思います。見直しも必要ではないでしょうか、町の考えを伺いたいと思います。

2つ目の質問でございますが、商工業の雇用対策についてですが、農業、林業関係では担い手不足の解消に向け、さまざまな施策が農水省でも検討されてこれから動き出してくると思われませんが、農業の担い手不足だけでなく、商工業者の担い手不足も大変な問題に直面しています。最近国での法人化組織の立ち上げが検討されてきているとありますが、何年先かわからない状態であります。商工業の雇用促進、後継者対策は待ったなしの状態になってきています。事業承継支援事業等を推進していく必要があると考えられますが、また本町の定住化促進対策事業の中でも雇用促進の対策は薄く、見直しも含めて検討していく必要があると考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

また、このような事業を検討、推進していく企画振興課の所管も多く、公園管理やイベントの手伝い等に時間を割かれているように思われますが、私個人では人事に口出しする気はありませんが、もう少し改善していく必要があるのではないかと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

2つ目の2番目ですが、商工業のいろんな問題を検討していく中で青年部の新しい考え方、女性部特有のやわらかい考え方と役割は重要であると考えます。研修会の出席や他町との交流会など、何十周年事業、記念行事だけではなく、任期の3年間で1度ぐらいは参加できるように助成していかなければならないと考えております。担い手育成という観点からも力を入れていかなければならないと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） 私から商店街の維持と活性化につきましてご答弁させていただきます。

初めに、1点目でございます。公設民営によります店舗の出店が報道ということでございました。近郊で沼田町、北竜町がJ A、Aコープの店舗を閉鎖後に町などが改築、建てかえということを行いまして別の事業者が運営を行うとのことでございます。本町におかれましては、J A北いぶき店舗が閉店後、わかち愛ひろばとしまして多くの町民が気軽に立ち寄り、商店街の買い物に行きやすい広場として利用してございます。本年度妹背牛商工会が商店街活性化事業としまして、8項目の事業展開を実施してございます。特に町民に定着してございます住宅等環境整備支援事業、いわゆるリフォーム助成事業でございますが、地域経済の波及効果が大変大きい支援事業として好評の事業でございます。さらに、町内での購買力流出対策としまして毎月の倍ポイントデーの実施、町主催の事業によりますモスピーポイントの進呈、タクシー利用者の助成としましてのお買い物おもてなし事業の実施など商工会と連携しながら取り組んでございます。今後何をすべきかを商工会、各部会のご意見を聞き、ともに協議、検討していきたいと思っておりますことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

次に、2点目でございますが、支援事業の関係でございます。支援事業につきましてでございますが、議員からのお話のとおり現在小売店舗等設備支援事業を行ってございます。あわせまして、既存商工業者に対する施設改修、機械購入、運転資金の補助事業の道融資制度を活用した場合、妹背牛町中小企業公的資金融資制度保証料補給要綱により事業者の経営安定助成を行ってまいりましたが、平成26年、国、道の融資枠がなくなった場合、融資が受けられない等がありまして、商工会からの要望で銀行の融資につきましても保証協会の保証料の負担軽減措置を行ってございます。平成28年度には、288万円の助成を行ってございます。事業の見直しにおきまして、平成28年に事業見直しを行ったばかりでございますが、今後町としましても商工会員の身近なご意見をいただきながら商工会とともに検討していきたいと思っておりますことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

次に、商工業の雇用対策につきましてでございます。1点目でございますが、これにつきましては本町におきまして担い手不足は議員お話のとおり農業、商工業ともに深刻な問題となっており、今も人口の流出が都会へと続いてございますが、住みやすい環境づくりを目指し、各支援対策の充実を図り、少しでも町に残って就業機会を確保できるよう、商工会員の身近なご意見をいただきながら商工会とともに検討していきたいと思っております。

また、所管の改善につきましては、今後理事者と協議していくことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

最後でございますが、商工業の青年部、女性部の関係でございます。議員からのお話のとおり、青年部、女性部の役割は商工業の中でも実働する方々として最も問題に直面すると思われます。昨年全国の研修大会にも参加されまして、今年度の事業計画におきまして講習会、研修会に参加予定されておられるようでございます。他町の会員との情報交換は、地元での活動にプラスになると思われます。今後におきまして、商工会、商工青年部及び女性部などのご意見を聞く機会をいただき、本町での担い手育成における協議、検討をさせていただくことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） 今答弁をいただきましたけれども、大変ご理解いただいていると思いますけれども、町の施策として住宅環境整備助成事業における商工会商品券の活用やお買い物おもてなし事業におけるタクシー助成事業、モスピーカードのポイント贈呈支援事業、大変有効であり、これからの高齢ドライバーの運転免許の自主返納の増加や、また閉じこもりや孤立の防止にわかち愛ひろばを活用した新しい生きがいつくりの場への活用と商店街の維持、活性化に大変有効であると思っておりますが、3月の定例会でも申しましたが、ネット通販における大変影響を受けているのが現状であります。公設民営の事業者の中で、北海道大手コンビニの業者も何件か参入しておりますが、最近ではネット通販にも力を入れていくとの新聞報道もあります。そうなっていくと生鮮食品だけではなく、いろいろな業種まで大変な影響が出てくると考えられます。店舗減少は、いずれ銀行、郵便局の縮小化や商工会の縮小、広域での合併の話まで及んでくると予想されます。せっかくの故郷での楽しみにしている方々がいらっしゃるイベントの縮小や中止なんていうことが現実化してきます。助成事業の継続や新設、増額を検討していかなければならないと考えられます。改めて町の考えを伺いたいと思います。

1番目の2つ目です。店主などにいろいろと話を聞いておりましたら、美容室など男女別々の玄関にしたいとか、看板が落ちそうだと、またそれを今風のおしゃれな看板にしたいと。自動ドアやシャッターが動かない、もうやめるまでこのままにしておこうとか、前面の壁が限界だとか、歩いている人にもしものことがあったらどうしようと。店舗の中や事務所の中に客層の高齢化により、ゆったりとしたサロンのようなものがないとか、仕事の閉鎖期に雇用を継続するための除雪機械を購入したいなど、いろんな要望があるわけですが、何でもかんでも助成していけばいいというわけではありませんが、前向きにこれからも店を存続していく、力強い気持ちのあるところには検討していてもいいのではないのでしょうか、町の考えを伺いたいと思います。

また、雇用対策についてですが、一昔前は大手の下請ですと仕事をしまして、工期内にできなければ次から仕事はないよとはっきり言われていました。今は人がいないので、時間がかかりますと言いわけが通るのです。みんな人がいないのはわかっているのです。旭川あたりでも中堅大手でもベトナム人の外国人の雇用をしている会社がふえてきています。

いろんな業種で人材が不足している。今建設業で仕事が暇だと打診したら、手をかしてくれと頼まれるところがたくさんあるのです。でも、人がいなければ仕事ができない。技能職の高齢化に伴い、また若い人の人材がいらないために受注できない状態です。このことは、逆転の発想から見れば雇用の機会だと考えることができます。町の新卒者の流出を少しでも抑えるために、町内就職者への資格取得や通年雇用化に向けての保険の助成とか、Iターン、Uターンの人たちの助成や住みやすさの積極的なアピール等をしていかなければならないと考えております。夢を持って都会に就職したけれども、いろんなことで挫折し、日々アルバイトで生活している、アパート代、生活費でほとんど消えてしまう、それなら実家で新たな活力を、夢を再チャレンジする力を蓄えるだけでもいいと思います。地元にいる、その中でまた地元のよさに気づくこともあるかもしれません。近隣市町村も同じ問題を抱えている中で、やっぱり妹背牛町としては特色を出していかなければならないとも考えております。

福祉の町を推進するならば、定年退職者、退職間近の方々に妹背牛町の住みやすさを積極的にアピール、伝えていく。わずか1キロ四方の中にほとんどの施設がある、こんなコンパクトな町はそうないと私は思っております。個人的ではありますが私も、私は「人生の楽園」というテレビ番組を見ることがあります。いろんな趣味を持っている方や第二の人生を考えて移住して地元に移住して生活していく、なかなかおもしろくてついつい見てしまうのでありますが、私は他町への移住を考えたときにどうしてもやっぱり妹背牛と比べてしまう。雪がちょっと多いぐらいで大変住みやすいと思っております。なかなかテレビみたいな移住者の方が妹背牛に移住されるとは思いませんけれども、例えば定年時に都会でこのまま変わらずに生活していく、家を直さなければならぬとか、いろんなことがあると思います。その考えを少し変えてもらう。要はアピールしていく。公共施設は歩いてすぐある、小一時間もかければ大きい病院もある、交通アクセスもよい、畑をつくるならすぐ近くに土地がたくさんある、家を直すなら中古の空き家や土地もある、米はおいしい、趣味の場所もサークルもいろいろある、ペットの散歩には苦労しない、いい温泉がある、都会で当たり前でないことが田舎にはたくさんあることを積極的にアピールしていくことが必要だと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

2番目の1つ目です。また、このことは地方創生会議の中でも意見が出ていたことですが、女性委員の方々からが主でありましたけれども、一体誰が検討、推進していくのでしょうか。また、各イベントを利用して商店街の活性化に力を入れて助成だけでない、頼らない施策を考えていかなければならない、企画振興課の役割は重要だと考えられます。役場職員や商工会職員がただ走り回っている、イベントで特定の人が汗だくになって働いているのではなく、関係各位の皆さんで考えていかなければならない問題だと思っております。町の考えを伺いたいと思います。

2番目の2つ目ですけれども、最近の商工会青年部ではイベントにおいて、いかに子供に来てもらうか、考え方を考えております。小さい子供だけではなかなか来れない、でも

行きたいと言えば親御さんが必ずついてきます。イベントでの子供をいかにして喜ばすか。孫さんが遊びに来て、じいちゃん、ばあちゃんのところへ遊びに行ったら楽しかった、また行きたいと言ってもらえることが大事であり、親に連れてきてもらえること、そのことが楽しい田舎の思い出になると。子供の記憶に妹背牛町の楽しい思い出を焼きつける、またその子が親になり、実家に帰ってくるかもしれない。長いスパンの話でありますけれども、的を射ていると思います。1つ、一例ですけれども、そのようないろんな考え方の育成に力を入れていかねばならないと思っております。商工会青年部、女性部の担い手育成も強化しつつ、次なる策を考えていかねばならないと考えます。町の考えを伺いたいと思います。

再々質問を留保して終わりたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まず、商店街の維持と活性化ということに答弁をしたいと思いません。

今年は、買い物おもてなし事業に昨年より増額の助成をしているところでございます。議員ご指摘のとおり、地元商店街の継続はやはり妹背牛町民が買い物をして守っていくことが大変大事だと私は思っております。ちなみに、農協青年部のビールパーティーは、今年から地元の小売店を通して牛肉1,000パックを購入しておりますし、また9月5日の敬老会の折り箱も400個、地元小売店を通して契約をしているところでございまして、町としてはなるべく地元商店街の利用ということでお酒も含めて考えているところでございます。また、今後議員ご指摘のとおり高齢者の皆さんの運転免許の返納がそこそ近い時期に来ると考えられております。免許を持っている人も持っていない人も公平にタクシー助成ということで、今後額あるいは今は買い物だけですけれども、役場あるいは温泉等、利用場所についても今後検討、協議していきたいと考えておりますので、何とかネット通販に負けない人と人、笑顔と笑顔の買い物を実現していきたいというふうに考えております。

また、新規開業等の助成でございますが、先ほど課長答弁のとおりでございます。商工会として、次年度要望時に商工会で充分協議されましてご提案をいただきたいと考えておりますし、前町長以来町長室のドアはあけておりますので、役場に来る機会がありましたら商工会の方、誰でもいいです。情報交換等をできればというふうに思っているところでございまして、あわせて先ほどの質問にありましたふるさと納税の使い道というのも絡めまして今後は協議させていただきたいというふうに考えております。

また、商工業の担い手ということで、先ほど理事者の意見を伺うということでありますが、企画振興課は本当にバリエーションが多く、守備範囲の広い課でありまして、今後ふるさと納税も順調に増加していくということで仕事がさらにふえている状況でございます。次年度以降、職員再任用も含め、増員をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、雇用の関係ですが、一昨年まち・ひと・仕事の地方創生のアンケートを実施されたところでございます。前も言ったかもしれませんが、逆に妹背牛町に町外から366名の方が地元企業に勤めています。特に佐藤鋳工は別格で100人ぐらいいますけれども、それにしても二百五、六十の方が地元の企業に妹背牛町外から通勤されているところでございます。少しでも町に残って就業機会を確保できるよう、商工会あるいは町民、企業の声を聞きながら商工会さんと検討をしていきたいと思ひますし、各種言われまして資格助成等も今後検討していきたいと思ひますし、まちづくりにつきましては妹背牛温泉のペペルがありましたけれども、カーリングホールあるいは公園で遊び、ペペルに寄って風呂に入り、そして歩いてわかち愛へ行く、そして商店街で買い物をする、そういうような理想な町、議員ご指摘のとおり、そのようなまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますし、ご理解をお願いしたいと思ひます。

また、青年部、女性部につきましては、今年商工会青年部の総会で昨年実施した青年部道外研修視察の報告がありました。青年部、前部長が言っておりましたけれども、今後の妹背牛商工会地域の観光振興に必要な情報収集や地域活性化の知識取得に資する目的を達成し、大変勉強になったと報告がありました。次年度以降、私の考えでございますが、役員の任期中に1回は青年部、女性部の道外研修を助成していきたいと思ひますし、できれば大きな町や市でなくて人口3,000人、4,000人程度の商工会関係のまちづくり、人づくりの勉強をしてほしいと考えております。

以上、再質問の答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） 大変今答弁をいただきまして、ご理解いただいていると思ひますので、検討を推進していただきたいと切に思うところであります。

町民まつりや盆踊りで最近同級生に会う機会が多くなってきました。その中で、子供も進路も決まり、また就職も決まり、あとは定年まで頑張るだけだと。気になるのは実家の親のことで、片親のところだと月1回、2回、遊びがてら様子を見に来ていると、いずれはどうするのかという話になってきますけれども、私個人ではまだ妹背牛には仕事も選ばなければあるし、直して住めそうな空き家もあると。今の現在の家を子供に譲って帰ってきたらどうか、それもあかなという反応でありました。余りこれといって趣味がないとか、家内と何していこうかなとか、声を聞く機会がふえてきました。自分もそのような年になってきたということでもありますけれども、車でちょっと走ればいろんなところ、イベントがあります。ガーデニングや菜園もできる、定住し直すのもどうですかと発想を変えて提案しているところであります。親の故郷が子供の故郷になる、それはどこの土地でもいいと思ひます。質問ではないのですけれども、そういう人もまたふえてくれればいいかなと思ひておりますので、改めて町長の考えを伺いたいと思ひます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 難しい質問ですけれども、同級生の年代がそろそろ親が心配というのは私の年代もそうです。特に我々の年代は、東京方面へ行った同級生がたくさんいました。還暦のときに同級生で集まったら、やはり向こうで家庭を持っている。滝川工業ですけれども、滝川にはなかなか帰ってこれない、でもお墓と家と親が心配だという結構同級生がいます。その点は、赤藤議員さんと同じだと思います。そんな中、やはり妹背牛町の情報発信は、これは本当にインターネットを通じてコンパクトなまちづくりということで、イベントの開催や定住促進もさらに強めながら情報発信をして、何とか小さくとも住民が生き残れる笑顔のまちづくりに今後進めていきたいと思っておりますので、またご理解をお願いしたいと思いますし、今町民が何を求めているのか、その辺議員さんの声も聞きながら慎重に判断して、そのときに合った施策を講じてまいりたいと考えておりますので、またご理解とご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 以上で8番議員、赤藤敏仁君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） それでは、通告に基づき質問いたしたいと思っております。

まず、第1に医療介護総合確保法についてお伺いいたしたいと思っております。確保法は、2014年度に成立し、実施は2015年度から2018年度ということであります。1には、要支援1、2のヘルパー、デイサービスを介護保険から外す、市町村事業化を進めると。2番目に、特養新規入所は原則介護3以上と。3番目に、一定以上の所得者、年金収入280万円以上は2割負担と。4番目に、非課税者の施設、食事等、部屋代軽減に預貯金1,000万円未満、配偶者、非課税、これが要件というものでした。しかし、政府はその上で社会保障費の削減をさらに推し進めようとしています。

厚生労働省は8月31日、2018年度予算概算要求を決定いたしました。総額は3兆4,298億円です。過去最高と言われます。安倍政権は、骨太方針2015で2016年度から2018年度の財政健全化の集中改革期間という位置づけで自然増分の税収の伸びを1.5兆円程度に抑制することを決定しました。目安として掲げ、概算要求の自然増分5,000億円を超えた額、予算段階で削られます。2018年度予算でも診療報酬と介護報酬で1,300億円の削減が狙われていると言われております。その中で、国民健康保険料の引き上げにつながる国保の都道府県化や介護外し、年金支給額の引き下げな

どが考えられていると言われていました。

本町では、妹背牛町はいち早く要支援1、2の総合事業を進めてきました。8月20日付の毎日新聞、読まれた方もいらっしゃると思いますが、共同通信の全国1,575自治体へのアンケート調査が掲載されておりました。見出しは、軽度介護運営苦勞45%、主な課題は担い手不足、政府、財務省が狙っている要介護1、2の市町村サービス移行、これには反対だと60%以上の自治体が答えたというデータであります。総合事業に苦勞しているが45%、順調と答えた自治体が27.4%、どちらとも言えないが27.7%という状況のアンケート回答でありました。また、家事援助とする訪問介護、通って体操などをする通所介護、いずれも住民主体型サービスは低調で調査の自治体の実施率は7%程度とのことでした。以上の全国的な状況で、本町では先駆けて総合事業を大変ご苦勞の上、取り組んでこられたと思います。その上で伺いたいと思います。

まず、1は現在の運営状況、2番目に運営上の課題、3番目にその上で今後の事業展開についてのお考え、4番目に政府、財務省は要介護1、2も市町村事業に拡大したいと考えているようですが、この点での行政の見解をお伺いしたいと思います。

2番目に、小中学校への道徳教育導入についてご質問をいたしたいと思います。小学校は来年度、中学校は2019年度から国語や算数と同じように文科省の検討を受けた道徳の教科書と評価が導入されます。子供の心のあり方が評価されると教育者から懸念の声が上がっています。評価基準となるのは、学習指導要領に示す内容、項目の徳目とのことです。文部科学省が指導方法などを示した学習指導要領には、小中学生に身につけてほしいとする内容項目が学年ごとに19から22項目列記されているとのことです。教育界では、道徳は内心の自由にかかわる問題で、個人の価値観や内面を教科書でコントロールし、評価することに非常に懸念の声が上がっています。国家の価値観の押しつけではないかという厳しい声もあります。この点での見解をお伺いしたいと思います。

次に、初めての道徳教科書の検定では学習指導要領の内容項目の記述の徹底を求める意見が目立ち、子供たちが使う教科書で書きかえられた内容では伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度に照らして扱いが不適切との声もあります。ある出版社は、パン屋を和菓子屋に変えて教科書検定を合格、これには多くの疑問の声が上がりました。また、ある教科書は主人公の女の子が震災後給食の食べ残しをやめ、ランドセルを以前より大事にする姿を描きました。これは不適切との意見が付き、女の子が買ってもらった約束をしていた下敷きを我慢し、そのお金を震災時に募金する、これが合格という個人の権利より義務を重視させる意見が目立つものとの声があります。この点でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

ある教育専門家は、道徳には人文科学や社会科学、自然科学のような体系的な学問はありませんと、徳目を根拠にした検定は客観的、学問的根拠のない検定基準のために恣意的な検定がまかり通ると心配の念を表明している専門家の方もいらっしゃいます。以上のような中で、教育現場の状況がどのようになっているかもあわせてお伺いしたいと思います。

います。

3番目に、町の災害対策についてご質問したいと思います。皆さんもお読みになったと思いますが、道新の8月26日付朝刊の一面で、道内で短期間に強い雨が降る頻度が30年前の約3倍以上、主な要因は地球温暖化と見られるという記事が載りました。今全国各地で観測史上初めて、数十年ぶり、また1カ月の雨量が短時間で降るという言葉が普通になりました。道内の主要7地点での平均気温は、この100年で1.6度上昇したとされています。当然気温が上がると大気が取り込まれ、水蒸気の量はふえ、大気中の水蒸気が冷えて雨になるため、気温上昇により降雨量は強まると言われています。北大の大学院の谷本陽一気候力学の教授は、こうコメントしています。温暖化で1時間当たりの雨が強くなったと考えて矛盾はない、道内のインフラはいわゆる強い雨、強雨への耐震性が弱いと、それに耐える点では非常に低いと、本州のような豪雨はないとの意識は変えなければならないと警鐘を示しています。また、21世紀末には道内の平均気温がさらに3度程度上がり、短時間強雨の回数もふえるだろうと言われています。

このような中で、これも北海道新聞の8月29日の朝刊一面で、中小河川に6割水位計がないと、雨が降って川の水が上がると、その危険を知らせる水位計がないということが記事として載っていました。今年の夏、川の氾濫で道の管理、特に際立った被害を受けました。この点で、深川市は8月1日、市民防災の日として15年ぶりに市として防災総合訓練が行われました。この訓練は、震度6の地震発生を想定した訓練とのことです。深川防災会議が主体として行ったとのことです。防災会議は、深川市役所、消防署、開発局、市議会、農業団体、また深川医師会等の多くの団体が参加して訓練を行ったと伺います。

お伺いしたいと思います。本町として、災害対策への取り組み、また今後の構想についてお聞かせいただきたいと思います。また、町民に対しての啓蒙、訓練等についてもお伺いしたいと思います。

かつて災害図上訓練、DIGが行われたと思います。また、避難所運営ゲーム、HUGなどがあるとお聞きしていますが、このような取り組みを取り入れて町民への啓発訓練を行ったほうが良いと思いますが、この点でのご見解をお伺いしたいと思います。

防災は、何といたっても町内にある町内会や各種団体の協力体制が必要不可欠だと思います。この点での取り組み状況をお聞かせ願いたいと思います。

4番目に、温泉ペペルの運営、管理についてご質問したいと思います。過日、温泉ペペルでの不祥事、従業員のタイムカード改ざん事件が報告されました。お伺いしたいと思います。なぜこのような不祥事が発生したのか、発生の原因、この不祥事への対応、対策はどのようになされたのか、この点でお伺いしたいと思います。特にタイムカード改ざんだけであったのかどうかも含めてお聞かせください。

2つ目に、町の公共施設とも言える温泉ペペルで働く人たちのモラルの遵守すべき就業規則の徹底について、労務管理はどのようにされているのかも伺いしたいと思います。

あわせて、この不祥事について職員に対して箝口令があったとお聞きしていますが、

このような事実があったのか。もしあったとしたら、なぜそのような箝口令をしく必要があったのかも伺いたしたいと思います。

行政に携わる者として法令や規則を守ること、これは最も基本的なことであると思います。第2回定例会で私が質問し、前向きな答弁をしていただいた温泉ペペルの休憩所の問題、清掃員の休憩所の問題、それから乾燥所の問題、このことは労働安全法や消防法の問題であり、基本的な法令でもあると思います。この大事な点をきっちり守ることが行政として大事なことでないでしょうか。この問題への進捗状況をお伺いたしたいと思います。

また、不祥事の責任のあり方についても伺いたしたいと思います。過日の報告では、ペペルの2人の方の処分をされたと報告されましたが、温泉ペペルは町民の財産であり、それを振興公社が指定管理者として運営し、経営しています。この点、最高責任者である振興公社の役員、社長の責任が不問にされているのではないかという町民の声があります。この点でのお考えをお伺いたしたいと思います。

5番目に、遊水公園うららの利用の問題について伺いたしたいと思います。今年の夏も大変暑いときがあり、ウォーターライダーなど、うらら公園の利用が多くの方がされました。しかし、車の駐車のある方について町民からの声が寄せられました。管理棟前の駐車場は、パークの方の車と競合し、駐車できない公園利用の方が温泉ペペル側の芝生や体育館側の芝生の上に駐車される状況が見られると。芝生をちゃんと管理しているのに、その上に車を置くことはどうなのかという町民のご意見がありました。あそこを管理されている方に聞くと、芝生の間のアスファルトの部分、その部分に置いてくださいというお話はするそうですが、芝生の上に置かれる方も多々あるということでありました。カーリング場の駐車スペース、ここに駐車されることを指導しているとは言いますが、なかなか利用者がそのことを守らなくて芝生のほうに置くのですという声もお聞きしています。また、大型バスやマイクロバスで来られた方が管理棟前の駐車場のスペースに駐車する、このことも多々見られると。この点で、パークゴルフを利用される方やあそこに作業所もいろんな器具を入れた倉庫もあるわけで、大変利用しづらいという声も上がっております。そういう面では、大型バス、マイクロもカーリング場前のスペースにとということをはっきり指導されることが必要ではないかと思います。また、バーベキュー広場利用者が無理やり数台の車やバイクを乗り入れる、これも指導するのですが、ちゃんと受けとめてくれる人はなかなかいないのですという声もお聞きしています。管理される管理棟の方々は、本当にご苦労なさっていると思います。この点で、行政の指導の問題、やっぱりあそこを利用される方にあそこの規則を厳守していただく、このことを徹底されることが大事ではないかと思います。この点での伺いをしたいと思います。

以上で第1回目の再質問を保留して終わりたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから1点目の医療介護総合確保推進法についてご答弁申し上げます。

平成27年4月より順次施行されています介護保険制度は、議員ご質問にあります平成26年に制定されました医療介護総合確保推進法に従って改正されております。そこには、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる2025年問題がその背景にあり、介護におきましては市町村がその地域に合わせた独自のサービスが提供できるよう介護予防、生活支援に地域のNPO法人や住民、ボランティアの協力を取り入れた中で高齢者の介護予防に努めることとなりました。そうした中で、本年4月には全国の自治体で総合事業へ移行されましたが、本町は平成28年2月より要支援1、2の軽度者に対するいわゆる地域支援総合事業を開始しております。

議員ご質問の1点目の運営状況といたしましては、通所サービスにおきましては現行サービス相当を町内や町外のデイサービスセンターで農協店舗跡地、わかち愛もせうしひろばで住民主体の通所型を週2回、月曜日と金曜日を実施させていただいております。デイサービスセンターでの現行相当のサービス利用者は現在32名、わかち愛もせうしひろばでの通所型サービス事業対象者として登録者は55名、運動やふれあいサロンの交流プログラムの中で1日平均18名程度が利用されています。訪問介護につきましては、本町には介護保険事業所がございません。そのため、現行サービスのみで秩父別町、新十津川町の訪問介護事業所より現在6名の方が掃除や調理、買い物といった家事援助を中心にサービスを受けております。

2つ目の質問の課題と3つ目の事業展開につきましては、課題を踏まえた上での事業展開ということでご答弁させていただきたいと思いますが、通所サービスにおきましては今後も介護保険事業所のサービスの利用と住民主体、先ほどアンケートではなかなか全国的に進んでいないとお話がありましたように、本町は本当にわかち愛もせうしひろばでNPO法人を中心とした住民サポーターの方が総合事業を実施していただいておりますので、今後ともいろんな行政としての支援をした中で展開をさせていただきたいと思っております。訪問介護につきましては、生活支援サービスにおけるヘルパー的役割を担える生活サポーターを育成した中で住民主体での訪問型サービスの展開を社会福祉協議会とも連携して進めていく準備を現在しております。その中で、現在でも受診介助におきましては社会福祉協議会に登録された生活支援サポーターにより支援が行われておりますので、利用者がどういう支援を望んでいるかをしっかり把握した中で、本当に事業所のヘルパー支援が必要なのか、住民主体の生活支援で対応できるかを見きわめた中で社会資源の整備、確保を今後進めてまいりたいと考えております。通所型サービスの課題といたしましては、住民サポーターの担い手が今後必要になってくると思っておりますので、その方の育成や研修機会の確保、それと同時に専門職、医療、リハビリ専門職との連携を課題と考えております。

最後の4つ目の要介護1、2の認定者も総合事業へ移行すべきという見解につきましては、やはりそのケースによりその方の状況が一人一人違います。したがって、その方の身体状況をしっかり把握した中で支援内容が本当に国が言っているような保険給付の内容から総合事業へ移行というようなことになるものなのかをしっかりと把握した中で見き

わめていきたいと思っております。その利用者の課題をしっかりとアセスメントした中で、保険給付としてのサービスが妥当なのか、総合事業での支援で可能なのかを見きわめていく必要があると認識しておりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 私から2番目の小中学校の道德教育の導入についてご答弁申し上げます。

佐田議員ご指摘のとおり、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から道德を正式教科化し、より力を入れていくこととしています。ご質問の道德教育に教科書や評価、こういったものを導入することは国の価値観の押しつけになるのではとご質問ですけれども、今回の道德教科化の背景には皆さんご記憶に新しいと思いますが、大津市のいじめ自殺あるいは川崎市における少年の中学生殺人事件など重大な事件の多発にございます。円滑な社会生活を営むためには、幼いうちからさまざまなルール、マナーを身につけ、善悪の判断を行う必要がありますけれども、現在学校において行われています道德の授業というものは学習指導要領による具体的な指導方法は示されておりません。また、使用する教材も文科省のほうで作成した教材、私たちの道德という教材がございますけれども、この教材1種類のみとなっております。今回道德の教科化に伴いまして、国は多様で効果的な道德教育の指導方法を構築し、一人一人のよさを伸ばし、成長を促すということを目的としており、道德の果たすべき具体的な目標及び内容が明確化されてございます。また、教科書につきましてもさまざまな出版社から発行される教科書の中から各教育委員会において採択することになるため、より地域の実情に即した教科書を使用することが可能となります。先ほど教育長の行政報告にもございましたけれども、既に本町において来年度使用する道德教科書の採択も決定してございます。さらに、評価につきましても他人と比較して例えば5段階のうちの1だとか2だとか、そういった数値での評価ではなく、その子のよい点、改善すべき点等について個々の児童生徒の健全な育成を促すための記述式の個人内評価として行うこととされておりますので、教科書や評価の導入が国の価値観の押しつけになるとは捉えておりません。

次に、教科書の検定では権利より義務が多いと言われているのではとご質問ですけれども、議員おっしゃったとおり教科書の検定基準、これは学習指導要領に基づくものでございます。今回の教科化に伴いまして、例えば正義とは何か、権利と義務とは何か、答えが1つではない課題を子供たちに投げかけ、体験的な学習なども取り入れ、子供たちみずから考え、議論する、そういった道德教育を目指すものとしております。先ほど議員ご指摘ございましたこの教科書検定の中にパン屋を和菓子屋に書きかえたと、これにつきましてはネットニュース等でも報道されておりますけれども、これは日本の伝統文化を重視する余り行き過ぎた例であるというふうには認識してございます。なお、来年度から本町で使用する道德教科書の採択に当たりましては最終的に8社に絞られまして、そのなか

ら選択されてございますけれども、いずれも義務に偏った教科書という認識は持ってございません。社会生活を営む上で人が持つ権利あるいは果たすべき義務、どちらも重要であり、それぞれの学年や習熟度、理解度に応じて権利を学ぶ、あるいは義務を学ぶといった学年ごとの偏りはあると思いますけれども、これは義務教育の9年間をかけて権利、義務、均等に指導することになりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、現場の教員の中で混乱はあるのではというご質問ですけれども、文科省が平成24年度に実施した教員への調査によりますと小学校で66%、中学校で75%の教員が現行の道徳教育は充分に行われていないと答えております。授業におきましては、現状でも35時間は実施されておりますけれども、その内容としては教材を読むことに終始しているとする声も多く、教員みずからが今まで以上に多様な授業展開と指導方法の工夫が必要であると回答してございます。また、評価につきましては先ほども言いましたけれども、数値ではなく記述式となるため、一層個々の児童生徒に寄り添って向き合っていくことが必要でありまして、特に大規模校においては教員の負担等は増加するものと推測されておりますけれども、道徳の教科化による混乱という認識はございません。なお、本町の小学校に確認しましたところ、教員が自主的に授業工夫や評価に係る研修会を行うなどの取り組みを早い段階から実施しておりまして、混乱は生じていないと回答がございましたので、ご報告申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから3番目の町の災害対策についてご答弁申し上げます。

今年は出穂期以降、大雨、洪水警報の発表も今のところ2回と。これは、2回というのは例年より大幅に少なく、今のところ天候も順調に推移してきており、このままお米の収穫時期を迎えられることを願っているところでございますが、先ほど議員もご指摘したとおり例年9月は前線による大雨、集中豪雨あるいは台風が多く発生していることから、今後もこれら気象に注意を払っていかねばならないと考えております。

さて、1つ目の災害対策の状況ですが、基本的には本町の地域防災計画に基づき各種の自然災害等の防災対策を講じているところであります。具体的にどのような対策の状況なのかは、自然災害の形態により異なりますが、共通して言えることが警報、それぞれの警報が発表されますと防災担当職員、総務課総務グループでございますが、が即役場に詰めまして情報の収集、それと今後の予報を把握した中で職員の招集や災害協定をしている関係機関、団体に出役等の協力依頼をし、状況によっては町長の判断による災害対策本部の設置やこれも町長判断による避難勧告、避難指示を発することとなっております。

先ほど議員、近年豪雨、大雨が多いというようなことですが、これを受けまして町といたしましても集中豪雨、大雨もそうですが、地震等々も考慮いたしまして、ここ数年まず作物の被害も重要なのですけれども、やはり町民の生命、身体を守るという観点から避難所の充実というようなところで27年から計画的に毎年、27年は飲料水、これは1、

200本、28年においては毛布90枚、そして今年は敷きマットと乾パンではなくて缶詰パンというやわいパンがあるのですけれども、を購入しているというようなところでございます。

それと、先ほど議員ご指摘の中小河川に水位計がないというご指摘でしたが、私どもは雨が降ってきますと、先ほどの警報が出ますと詰めまして、やはり河川の水位というもの一番気にします。そんな中では河川情報センター、これは国土交通省から発表している情報ですけれども、それを確認しながら雨竜川は雨竜橋、大鳳川は大鳳橋、石狩川は妹背牛橋の水位、これの状況を見ながら先ほど言いました町長の一番最初は避難準備情報から避難勧告、避難指示といくのですが、その水位で判断をしていると。3年前、雨竜川においては避難準備情報を町長が発令いたしました、それもその河川情報センターの雨竜川の水位を見て発表したという経緯がございますので、ただ芽生川だけについてはそのデータが逐一入ってこないという部分で、それはパトロールにより目視で確認をしながらその水位の状況を見ているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2つ目の町民に対しての啓蒙訓練についてですが、町民の防災意識を高めることを目的に、これは3年前なのでございますけれども、平成26年6月に気象に関する解説や各家庭に必要な非常用備蓄品を紹介するなどを内容とした啓発周知チラシをこれは全戸に配布させていただいております。また、毎年2回行われています正副区長会議には必ず防災対策を議題の一つとさせていただいておりますが、全町的な啓蒙訓練、特に訓練については、これは残念ながら過去実績がございません。今後の課題としていっております。

3つ目の地域ぐるみの協力体制づくりについてであります。災害の被害を軽減するには議員もご承知のとおり自助、共助、公助が不可欠であります。自分で自分や家族を守る自助、そして私ども役場のほうが防災の対策をする公助、そして地域が助け合う共助というようなことを認識しているところでございます。地域ぐるみの協力体制で一番求められるのが避難時での協力ではないかと思っております。住民等の円滑かつ安全な避難の確保として、特に避難行動要支援者に対する援助活動が重要であり、これについては避難行動要支援者対策計画の中で健康福祉課職員及び民生委員さんなどが支援担当者として位置づけられておりますが、やはり近所への声かけといったようなことが重要でありますので、これは町内会がゆえに持った情報を生かされた中での行動が必要不可欠と考えております。いづれにいたしましても、私どもとしては自然がもたらす災害に対し、日々高いレベルでの防災意識を保持、高めながら地域住民の生命や財産を守らなければならないと考えておりますことを申し述べ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 妹背牛温泉の運営に関しての4点について、私のほうからご答弁を申し上げたいと思っております。

ご承知のように、温泉の経営につきましては指定管理により妹背牛振興公社が運営に当たっているところでございます。妹背牛温泉でご指摘のございました事案につきまして

は、6月12日の議員協議会において事案の概要、それから防止対策等についてご説明を申しあげましたので、ここでの詳細な説明は割愛させていただきますが、タイムレコーダーの不正記述以外の事実確認は得られておりません。また、事件の正確な事実確認や現認ができていないことから十分な確証を得られませんでした。こういった関係から、事実関係が明らかになるまでは振興公社としての公表は差し控えることといたしました。こうした事態に至りましたことは深く反省しているところではございますけれども、振興公社として金銭を含め、管理体制を万全にしていきたいと思います。また、こうした事案が二度と発生しないよう職員の指導や金銭管理を徹底し、利用者の信頼回復に努めてまいります。そのことが振興公社を代表する責任と考え、引き続き経営努力を重ねてまいりますので、ご協力のほど引き続きお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） 私から遊水公園うらの利用モラルについて、3点についてご答弁させていただきます。

初めに、駐車場のあり方でございますが、今年も皆さんごらんのとおり、大変たくさんの方がウオータースライダー等をご利用いただいておりますが、車の駐車場につきましては指定駐車場としまして公園入り口の駐車場、カーリングホールの駐車場となっております。しかし、パークゴルフ場のご利用等で大会と重なることから駐車場のほうが大変混み合うことが多くなってございます。その場合、緊急駐車場としまして総合体育館裏の芝生部分の使用ということがございます。この使用につきましては、公園前の道路に駐車となりますと車両の通行、歩行者に大変危険な状態となりますので、これにつきましては緊急措置としましてこちらのほうで認めている場合がございます。また、バス等の大型車につきましては利用者の乗降時以外はカーリングホール駐車場へということの移動となっております。それにつきましては、利用者に充分注意は促しているということでございますので、ご理解をいただき、答弁とさせていただきます。

次に、バーベキュー広場への車の乗り入れですが、これにつきましては公園北側にありますバーベキュー広場、またパークゴルフ場ということがありますが、ここへの車の乗り入れにつきましては公園開設時より禁止となっております。これまで荷物の搬入等で進入する車両は一部ございましたが、本年7月に荷物をおろした後、そのまま帰るまで車を放置していたという原因がありました。このことによりまして、8月から車両を入れる場合におきましては管理棟で進入車両許可証を出すようにしてございます。これは、もう既に実施してございます。この許可証を受領した車のみ、物の出し入れとして公園内に進入できるという形になってございますので、ご理解のほどをいただきたいと思います。

最後に、公園の利用をされる方の規則の徹底ということでございます。公園の管理責任は、ご存じのとおり妹背牛町公園設置及び管理運営に関する条例及び施行規則で制定してございまして、もちろん町の責任となっております。遊具等の施設におきまして、何らかの原因があった場合につきましては町の責任となりますが、利用者の遊び方等におき

ますもし事故があった場合につきましては、もちろん利用される方の自己責任となっております。公園におきます利用される方への注意事項につきましては、公園管理棟において掲示させてございます。駐車場での車両の管理を含め、随時管理棟のほうから利用者へ放送で注意を促している状態となっておりますことを報告させていただきまして答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長、どうぞ。

○副町長（中山高明君） 大変失礼いたしました。答弁漏れが2点ほどございましたので、改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

最初に、休憩室の改善と、それから洗濯乾燥機の導入について、6月の定例会の折にも質問を受けたところがございますが、まず休憩室の改善についてでございますが、この件につきましては関係者とも打ち合わせをしております、清掃業務に係る職員の休憩室の整備について内部協議を進めてまいりましたが、現時点ではスペースの確保が難しいといった問題や関係者のほうの意向として今の段階では、現段階での整備計画では必要ないというご意見をいただいておりますので、今回見送ることとさせていただきますので、いずれ時期を見て改善していきたいというふうに考えてございます。同様に洗濯乾燥機の配置についてもスペースや費用の面から課題が生じておまして、防災上や安全確保からも早急な解決が必要と考えていますが、関係者の意向もあり、改善時期についてはいましばらく猶予いただければというふうに考えてございます。

次に、就業規則の関係でございますが、就業規則につきましては現スタッフの方がそれぞれ就業規則の遵守をしていただいているものと、雇用側としても充分その点を留意しながら業務に当たっているというふうに理解しておりますが、月によって変動はありますが、現在温泉施設では正職員7名、臨時職員4名、パート4名の総勢18名の方々に勤務をいただいております。サービスを提供する施設として勤務が不規則な点が生じたりすることもありますので、振興公社の就業規則等に従って業務に従事していただきたいというようなことをお願いを日ごろしているところでございますが、現状では退職者が見込まれるなど職員確保が重要な課題となっております。鋭意努力しながら人員確保に努め、就業規則が遵守されるようにこれからも引き続き努力してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 1点目の医療介護総合確保法について、この間ふれあい、NPOの。あそこの3周年の北海道新聞に記事が載りました。かなり評価されるような記事だったのですが、あそこで水上（ミズカミ）さんが担い手不足をちょっとコメントしていたのですが、この点についてどうなのかという点、1点目。

あと、小中学校の道徳教育の問題については、皆さんもご存じのように森友学園で教育勅語を子供に暗唱させていたと。これは、もうすごく評価できることだと安倍昭恵さん

や稲田元防衛大臣が評価していて、そういう評価する人たちもいるのです。それで、今回教育家で危惧しているのは、先ほど課長の答弁ではそういう心配はないということだったのですが、ある教育専門家が、これはもう本当に有名な方なのだけれども、安倍政権は正式な教科にした道徳で特定の価値観を押しつけようとしている、そして戦前、戦中、お国のために命をささげる国民をつくるため修身を筆頭教科にしたらしいのです。私は、そのとき生まれていないので、わからないのですが、そして教育勅語に準ずるような徳目を教えることをこの構図と同じなのだという教育専門家の方が、これは著名な方です、が指摘しています。この点で、先ほどの課長の答弁ではそれはないということなのですが、私が一番危惧するのはこの点であります。

3番目に、町の防災対策について、先ほど課長の答弁の中で以前図上で避難訓練やったことありますよね。記憶ないですか、私も参加したことあるので。そういうことも含めて、あと避難所でのこれも先ほど言ったように訓練の構図があるのです、避難所での図式で。こういうのは、やっぱり町内代表者、町内会に呼びかけて訓練をしていったほうがいいのではないのかなという感じ、そういう点でどうお考えかをお聞き、この点で答弁なかったもので、よろしくお願ひします。

4番目のペペルの問題、僕が6月の第2回定例会で質問をしたのは、今いわゆる休憩所、それから乾燥室、今はボイラー室で乾燥しているらしいのです、いまだに。これは、明確に法違反なのです。労働安全衛生法、これは労働基準監督署に私が申告して調査に来たら指導を受けますよ。それから、消防法、ボイラー室に、僕ら鉄道の機関士はみんなボイラーの試験を取るのです。そういうものを置いてはならないというものがあるのです。これに違反しているのです。職員がどうかではないのです。振興公社という町の財産を預かっている方々がそういうことを見逃していいのかということをお聞きしたいと思ひます。この点でのご答弁をいただきたいと思ひます。

それと、箒口令をなぜしいたのか。いわゆる事態を明らかにしないから箒口令をしいたのか。いまだに事態が明らかになっていないではないですか。この点についてご答弁願ひたいと思ひます。

5番目のうらら公園の問題についてです。芝生に車を置くこと、あそこの芝生は管理しているのですよね、刈ったりということで。そこに車を置くのはどうなのかという声が率直に町民の声があるのです。そういう面で、便宜的にあそこに駐車していいですよというのがどうなのかと、行政のほうとして。あれは、町民の財産です。あれは、ただで管理しているわけではないのです。お金かかっているのです。そういう面でどうなのかという点でお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 1つ目の再質問に対してご答弁させていただきます。

今議員ご指摘の担い手不足につきましては、先ほどアンケート調査にもあったという

ことで、本町におきましても今現在は住民サポーターの協力をいただいた中で事業展開できておりますけれども、今後はやはり少子高齢化の中で担い手不足が間違いなくある、課題としてございます。ですが、やはり高齢者の中でもいろいろ実践、協力をいただいている中で支援される側ではなくて支援する側に立っていくという、そういう視点の中でやはり行政といたしましても担い手不足を解消していきたいと思っておりますし、いろいろなイベントなりフォーラム等の開催の中でその辺の周知、また広報等でもこれから情報発信をさせていただいた中で少しでもこの事業が継続できるような担い手不足の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長。

○教育長（土井康敬君） 私から道德教育についてご質問だと思うのですが、今ちょっと質問の内容が錯綜してしまっていて、教育勅語についてのご質問……ではなくてということですか。そちらのほうに行くのは不安があるというご質問ということなのでしょうか。実際その専門家の方がどうご判断するかというのは、いろいろ議論あるのは承知はしておりますけれども、これはあくまでも妹背牛の教育委員会で動くものということで判断いたしますと、あくまでも学校経営計画の中での動きになりますので、もう既に本町では道の指定を受けて道德教育が3年目に入っていますし、中学校は2年目なのです。そういったことを考えますと、特に細かな内容についてのご答弁は課長が答弁したとおりでありますけれども、大枠はそういった学校経営計画の中で進みますので、その分ぜひどういった授業が行われているか参観いただいて判断もいただくことも可能かと思っておりますので、よろしく願いして答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 先ほど議員ご指摘の図上訓練、これは恐らく、今ちょっと思い出したのですが、北空知で合同で深川市のほうでやったというのが大分前なのですが、という記憶をしております。そんな中、その流れをうちのほうに、町のほうにまた応用しまして、それが可能かどうかということは今後また検討させていただきたいと思っております。

最後に、私ども防災担当としても自然がもたらす災害に対し、平時から意識、そして町民の方にも意識づけするというようなことを念頭に置きながら今後も対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうから温泉ペペルの運営管理の再質問についてご答弁を申し上げたいと思っております。

最初に、施設、設備の改修の関係でございますが、ご指摘のように法律的な部分で指摘を受ける部分もあろうかと思っておりますので、時期を見ながらきちんと改修、改善してまいりたいというふうに考えております。

また、箒口令のお話が出ましたけれども、前段申し上げましたように5月22日が振

興公社の総会の日にございましたので、そこに公表するまでの間は事実関係がはっきりしませんので、職員の方には大っぴらにうわさ程度の話で公表しないようにということは申し上げたのは、私のほうからそう申し上げさせていただきましたけれども、総会以後は基本的に議会にも公表になっておりますし、既に佐田議員さんの耳にも数度となくお耳に届いたことだと思いますので、箝口令を直接的にしくというようなことはしておりませんので、誤解のないようお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） 議員からご指摘ありました芝生への乗り入れ関係でございますが、あくまでもこれは緊急措置、これまでパークゴルフの大会、特に大きな大会が来ますとどうしてもカーリングホールのほうの駐車場もいっぱいということが出てきます。特にバスの乗り入れと一緒になってくれば、やはり入ってこれないという状態があつて、その場合に緊急措置として乗り入れさせたということは事実としてございます。それは、こちらからそうしてくださいということの指導の中でやらせたということはございます。ただ、今後につきまして、芝生の管理もございますので、できればあそこには入れないような措置ということを今後また検討をしていきたいと思っておりますので、これによって答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

本町も水稲収穫時期を迎えまして、豊作が期待されるところではございますけれども、農水省は8月15日現在の作柄概況を発表いたしました。これによりますと、全国的には東北地方の一部に低温寡照傾向などの懸念があるものの、全国的にはおおむね平年並みと予測をされております。本町につきましては、6月の低温、日照不足が影響し、分けつが少なく、もみの数が平年比10%減とされており、収量に大きな影響が出ないことを願うところでございます。

さて、初めに米政策変更による本町の米作への影響と米作を中心とした今後の本町農業の施策について伺います。2018年度より米政策が大きく変更をされます。1点目は国が米の生産数量目標の配分を廃止、2点目は米の直接支払交付金、いわゆる10アール当たり7,500円の支給の廃止、特に米の生産数量目標の廃止につきましては平成7年に廃止されました食糧管理制度廃止以来の米政策の大転換となり、その影響が大変危惧されるところでございます。廃止後は、国主導から産地主導へ転換されることになり、都道府県の農業再生協議会が生産数量目標にかわる生産量の目安を設定し、各市町村に設置されております地域農業再生協議会に情報提供されるとお聞きをいたしております。現在は、手厚い助成を背景に飼料米が定着し、17年産生産数量目標である735万トンほぼ達

成される見通しで、需給米価の安定に大きく寄与をしております。ただ、産地主導で決められた数量目標を守った農家への交付金が廃止される中、新指標をどのように守ってもらうのが課題と考えております。また、本町ではRTK-GPSを使ったIT農業の普及を図っており、本年度につきましてはRTK-GPS普及リース事業を実施しているところです。前段で述べました米政策大転換の影響緩和にもつながるGPSリース事業、もせうし米ブランド化事業、これらの先にある本町の農業の戦略的施策が必要と考えております。以上のことを踏まえまして、次のことについて伺います。

1点目、生産数量目標の配分の廃止、米直接支払交付金の廃止に伴う本町への影響についてと都道府県の農業再生協議会が行う生産量の目安の見通しについて伺います。

2点目、RTK-GPSリース事業の状況についてお伺いをいたします。

3点目、ふるさと納税制度の返礼品が中心となっているとは思いますが、もせうし米ブランド化事業の計画に当初デパートの贈答品、また町内の食堂での使用などが検討されていたと思っておりますけれども、それらも含めてブランド化事業の実績をお尋ねいたします。

次に、既存施設の利活用、今回はコミュニティープラザ研修館の利活用についてお伺いをします。本町でのまちづくりを考える上で、さらなる利活用が求められる既存施設が数カ所存在すると考えております。これらの施設の利活用が進めば、まちづくりにとり意義深いものと考えております。4月の総務厚生常任委員会において、コミュニティープラザ研修館の利用状況について調査をいたしました。昭和42年、母子センターとして開所して以来、さまざまな形で利用され、現在はわかち愛もせうし事務所として一部利用されております。ただ、残念ながら2階部分につきましては現在利用されておりませんが、充分宿泊施設として機能すると感じました。カーリングなどを含めての利用を通して、通年での宿泊施設としての利活用の可能性についてお伺いをいたします。

再質問を留保いたしまして質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 私から本町の農業施策についてお答えをいたします。

1つ目の配分の廃止と米の直接支払交付金廃止に伴う影響でございますが、米の直接支払交付金の廃止に伴う影響額は今年度試食用米作付面積が約2,200ヘクタールということで、金額におきましては1億6,500万ということで、1戸当たり平均約100万が来年度から減額になるということで直接的に大きな影響を受けてまいります。町単独での支援対策は困難でありますけれども、国の有利な制度を少しでも取り込み、影響を緩和できるように努めていきたいというふうに考えております。また、配分の廃止につきましては、現在米価は上昇傾向にありますけれども、廃止により需給バランスが崩れ、下落することが懸念されているところでございます。道の再生協では、需給の安定を目指しましてオール北海道として生産の目安を示す方向であります。本町の再生協でもこれらの取り組みに同調していく予定でございます。

2つ目に、RTK—GPS普及リース事業の状況でございますが、7月の月上旬に希望を取りまとめております。結果につきましては32件、事業費でいきますと8,380万という結果になってございます。当初の予定では、2カ年の事業として6,000万円、本年度といたしましては3,000万円を想定し、当初予算に計上させていただきました。本年度の予算は、そのまま執行させていただきまして、予算、過疎債の確保はできればという条件になりますけれども、翌年度、再来年度と3カ年に分散して全てを対象にしていきたいというふうに考えております。

3つ目のブランド化事業の関係でございますが、当初デパートの販売あるいは食堂等への米の配付ということで一応予定ということで書かせていただきましたが、今の状況といたしましてはデパート等への販売につきましては米の確保ですとか、あるいは手数料が非常に高いというハードルがありまして今のところ実績がございません。ただ、今考えているところでは別にペペルでの今回地方発送の受け付けをしていく予定としております。また、食堂への米の配付につきましては、なかなかきっかけがつかれないというところが正直なところございまして、今後メニューづくり、これを考えていながら少しずつ課題をクリアしていきまして進めていきたいというふうに考えております。ふるさと納税に取り組んでいるというところでございますが、まだまだ認知度が足りないかなというふうに考えております。もっと全国からの評価が上がった先に次への段階があるものというふうに思っておりますので、努力していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） それでは、私から既存施設の利活用ということでご答弁させていただきます。

議員からコミュニティープラザ研修館につきましてでございますが、この研修館、昭和42年、議員おっしゃったとおり昭和42年に国保病院併設型の母子健康センターとしまして建築、その後病院が今の6区の部分ですか、の移設ということもございまして、その当時に病院の移設、それと解体で、あわせまして保健センターが現役場庁舎横ということで移設後、雨竜川捷水路事業によりまして関係職員の宿泊施設としまして現施設を改築してございます。この捷水路事業終了後におきまして、町のほうに返却されたときにコミュニティープラザ研修館として新たな名称を制定し、内部を若干の改修を行いまして町の宿泊研修施設としてございます。当時につきましては、まだ妹背牛商業高校が廃校前ということもございまして、バレーボール部の合宿等による利用ということが大変ございました。しかし、廃校後におきましてはほとんどの利用がなく、町内の宿泊業者も数件あったため、過去にはカーリングでの合宿においては2度3度、また大会においては1度という利用でございました。使用用途の変更によりまして、コミュニティープラザ設置及び管理に関する条例を平成17年に廃止してございます。現在は、先ほど議員からのお話もあったとおり施設管理を含めて社会福祉協議会の中でのわかち愛ひろばのほうでご利用をいた

だいてございます。今後の利活用におきましては、現在の使用管理者の動向も含め、宿泊施設として利用するにはどのような形がよいか、協議、検討していくことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 1点目の質問でございますけれども、GPSのリース事業につきましては今課長からご答弁ございましたように当初2カ年から3年に延長されて、過疎債が適用になるかどうかというところもでございますけれども、手を上げられた方全員に対応していく考えということでございますので、ぜひ受益者の方全員がこの事業の対象になるようお願いをいたしたいと思っております。

さて、今年4月の末現在なのですけれども、全国の地域農業再生協議会、いわゆる地域とつきますと各市町村単位の再生協議会になります。当然妹背牛町にもございます。ここの会長は寺崎町長さん、兼任をされておりますけれども、その全国でのお話でございますけれども、2017年産米の今年の作付動向では、全国に1,494協議会がございまして、その中の1,240協議会、約8割強が生産数量目標を達成するという見通しでございました。また、来年になりますけれども、6月の末が民間の米の在庫量が適正在庫と言われております200万トンを下回りますと当年産の需給が締まるということになるようでございまして、本年の作柄が先ほど申し上げましたとおり、このまま推移しますと平年並みとされております中、明年、2018年度6月の民間在庫が200万トンを大幅に下回って182万トンと予測をされております。地域農業再生協議会、そして定着をしつつある飼料米の需給調整に果たす役割は非常に大きいと言わざるを得ません。しかし、2018年産から米の生産調整の見直しで農水省は収入影響緩和対策、いわゆるならしを加入要件から生産調整への参加義務づけを外す考えのようでございます。2018年以降は、このならし対策と同時に生産調整への参加メリットとなっておりました米の直接支払交付金も廃止されるということで、大変需給の安定が図れるかどうか懸念をしております。産地主導で行う再生協議会での需給調整がうまく機能するのか、再生協議会の会長でもある町長のご見解を伺いたいと思っております。

また、これまで以上に米の産地間競争も激しくなると予測をされております。27年度の国民1人当たりの米の消費量は54.6キロ、最も多かった昭和37年の118.3キロとここ約50年で半分以下になりました。そして、皆さんもご存じだと思いますけれども、北海道ではななつぼし、そしてゆめぴりか、ふっくりんこと米のランクでございまして、全国の特Aランクの米は実に44品種でございます。スーパーの米コーナーの棚にとっても並び切れないほどの高品質な米が全国で栽培されております。

以前私が一般質問で、本町の特産品認証制度の創設を提起をさせていただいたことがあろうかと思いますが、記憶にありますか。近隣の新十津川町では、ホームページを見てもらいますと出ておりますけれども、ブランド産品推奨制度が既に創設されておまして、

協議会で認定された産品に推奨マークなどの添付を認めておりまして、新十津川ブランドとして周知を図っているようです。また、新十津川の徳富地区では先日も北海道新聞に載っておりましてけれども、本年度より食用ホオズキの栽培が行われており、これは新十津川だけでなくお隣といいますか、奈井江町でもやられておりますし、たしか由仁でもやられていると思います。これが徳富地区というところで本年より栽培が行われておりまして、特産品づくりを進める道のモデル地区に指定をされております。本町においても予算がかかる事業などは産、官、学が連携して、例えば米であれば機能性表示食品の開発を手がける。このように時間、予算、技術、知見が必要な特産づくりはとてもではありませんけれども、行政単独ではできません。しかし、特産品の種を考えることは私たち自身自身で、生産者も含めてですけれども、やっていかなければなりません。完工間近な国営事業、そしてGPS関連の事業も自動操舵を除いてほぼ出尽くしたと。現在の技術力では、これ以上、この間もみちびき3号が上がりましてけれども、精度のほうは今よりかなり上がると思いますけれども、このGPS関連の本町の事業もほぼ出尽くした中、本町農業の次の戦略について町長のお考えがあれば伺いたいと思います。

再々質問を留保して再質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） それでは、まず2つあったと思います。来年から廃止される生産調整につきましてでございますが、やはり議員ご指摘のように全国的に飼料米の取り組みが功を奏しているのかなというふうに考えておりまして、国のほうも何とか補助金の継続ということで、何とか飼料米もあわせて作付されてほしいと思いますし、課長答弁のように妹背牛町再生協あるいは北海道の再生協としてオール北海道としての生産の目安を示していく方向であり、なるべく自分で自分の首を締めないような方向性ということで、農家の皆様のご理解を得ながら町の再生協でもこれからの取り組みに同調して行ってほしいと思いますし、仮に毎年、年間8万トンずつ消費が減っています。それとあわせて、作況指数も1ポイント上下すると8万トンでございます。その辺の動向性を見ながら、オール妹背牛で同調して行ってほしいなというふうに考えているところでございますし、あわせて農業委員のときからの提案であります推奨マーク等のあれにつきましても、いま一度再考をしてみる必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

ちょっと質問ではありませんけれども、町内の食堂への提供につきましては二、三当たっておりますと、やはり昔から特定の農家からお米を仕入れているという食堂がほとんどでございますので、その辺はまた今後考えていかなければならないと思います。

それと、基盤整備事業も先が見えてきたということで、あと道営の3区、4区地区がこの後平成32年、33年から始まって、ほぼ区画整理も35年ごろには大体終了するのかなと。あわせて、みちびきが上がりまして2センチか3センチの誤差はまだ国交省でも完全な約束はできないということでRTK—GPSレベラー、そして今回20件の方が完全自動方向操舵も希望をされておりますので、その辺もあわせてご報告したいと思

います。

それで、次は何を考えて展開すればいいのだろうかということで広田議員の再質問にお答えをしたいと思います。最近の傾向として、やはり健康食ブームであると私も感じていますし、今後も高齢化が進むことや健康志向が強まることで一層需要が拡大するものと見込んでおります。例えば米でいえば、ギャバ米等の機能性表示食品やグルテンフリーとしての米粉関連の商品が想定されております。その方向に沿った商品開発を検討していく価値は充分あると考えております。そのためには、議員が発言されました産、官、学の連携が必要だと感じていますし、町単独ではとてもではないけれども、無理があると考えております。特に産業として、誰がつくって売ることかという点が一番今後問題が出てくるというふうに考えております。さまざまなリスクを超えていかなければ商品開発はできませんが、行政としてできる限りの検討をしていきたいと思っておりますし、また議会の皆様あるいは農家の皆様の貴重なご意見をいただきながらご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

ここでしばらくの間休憩をします。再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

◎日程第8 認定第1号ないし日程第14 認定第7号

○議長（宮崎 博君） 日程第8、認定第1号 平成28年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第7号 平成28年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての以上7件を一括議題とします。

朗読は省略します。

あらかじめお諮りします。本7件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査したいと考えておりますので、説明は簡潔に願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、詳細な説明は決算審査特別委員会で求めたいと思っておりますので、簡潔に説明願います。

議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中山高明君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時38分

○議長（宮崎 博君） 再開いたします。

◎日程第15 議案第33号

○議長（宮崎 博君） 日程第15、議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第34号

○議長（宮崎 博君） 日程第16、議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君）これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君）討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君）異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第35号

○議長（宮崎 博君）日程第17、議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君）これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君）討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君）異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第36号

○議長（宮崎 博君）日程第18、議案第36号 平成29年度妹背牛町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君）（朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第37号

○議長（宮崎 博君） 日程第19、議案第37号 平成29年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君）（朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（西山 進君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第38号

○議長（宮崎 博君） 日程第20、議案第38号 平成29年度妹背牛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第39号

○議長（宮崎 博君） 日程第21、議案第39号 平成29年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第4号

○議長(宮崎 博君) 日程第22、発議第4号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第5号

○議長(宮崎 博君) 日程第23、発議第5号 日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出について
○議長（宮崎 博君） 日程第24、閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） なお、町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介申し上げます。

町長。

○町長（寺崎一郎君） ただいま議長さんのお許しを得ましたので、一言お礼の挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、平成29年第3回定例会に当たり、私どもの提案申し上げておりました案件につきまして精力的にご審議、ご審査を賜り、全議案議決確定いただきましたことに心よりお礼を申し上げます。さきにいただきました一般質問等でのご提案、意見等を真摯に受けとめ、これからのまちづくりに努めてまいりたいと考えております。また、認定7件については先ほど設置されました決算審査特別委員会でのご審議をお願いを申し上げます。

これから秋の収穫作業等が始まりますが、量、品質には期待を申し上げ、議員の皆様

におかれましては健康には充分留意されまして、それぞれの立場でのご活躍をご祈念し、お礼の挨拶とし、私の２期任期中最後の定例会、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（宮崎 博君） これで平成２９年第３回妹背牛町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午後 ４時０９分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員